

(案)

池田市公共施設等総合管理計画

～ わがまちの公共施設と都市基盤のこれから、
一緒に考えてみませんか ～

平成 28 年 3 月

(令和 4 年 月改訂)

池 田 市

はじめに

わが国で戦後から高度経済成長期を経て、その人口と経済の成長に伴い整備されてきた道路や上下水道、公園等のインフラ資産や学校、保育所などの施設（以後、「公共施設等」とします）は、そのほとんどが現在においてもわれわれの生活を支え続けています。

これら公共施設等は、少なからず老朽化が進んでおり、機能面、安全面を確保するための改修、更新が必要な時期を迎えています。

しかし、人口と経済の拡大を想定して順次規模が拡大された当時の公共施設等は、人口減少が切実な問題となっている昨今において、これら公共施設等をすべて更新することは困難です。

これまで様々な行財政改革に取り組み、公共施設等についても「選択と集中」をすすめてきた池田市においても、人口減少による税収の減少見込みに加え、社会保障に係る経費の増大も見込まれ、老朽化する公共施設等への対策として、今後さらなる選択と集中を行う必要があります。

一方、平成 26 年 4 月に、総務省より自治体に対し、公共施設等の現状を把握し、今後の方向性を定めるため、「公共施設等総合管理計画」の策定の要請が行われたことから、ここに、池田市における計画を策定する運びとなりました。

公共施設等は、一度設けると、何十年にわたり利用できるものです。しかし施設整備時から、人口の構成、技術の進化や市民ニーズは変化しており、これからも目まぐるしく変化していくものと考えられ、その公共施設等の将来にわたる必要性も検討する必要があります。

今後、持続可能な市政運営と市民サービスの水準の維持を両立するためのきっかけとして、皆様にもご一考いただければと存じます。

目 次

はじめに	3
第1章 池田市を取り巻く状況	7
(1) 池田市について	7
1.1.1 市の概要	
1.1.2 市の歴史	
1.1.3 行財政改革の取組について	
(2) 市の人口推移と見通し	9
1.2.1 人口推移	
1.2.2 今後の人口見通し	
(3) 市の財政状況	11
1.3.1 歳入推移	
1.3.2 歳出推移	
1.3.3 投資的経費推移	
(4) 公共施設等の更新について	13
第2章 「公共施設等総合管理計画」その定義と概要	15
(1) 「公共施設等」とは	15
(2) 「総合管理」とは	15
(3) 「ファシリティマネジメント」とは	17
(4) 災害時の対応について	18
(5) 本市における公共施設等総合管理計画のねらい	18
第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し	19
(1) 公共施設等の現状について	19
3.1.1 池田市が保有する公共施設等の一覧	
3.1.2 施設保有量の推移	
3.1.3 有形固定資産減価償却率	
3.1.4 建築物年度別整備面積推移	
3.1.5 公共施設敷地面積	
3.1.6 公共施設等延床面積	
(2) 建築物の耐震化について	24
(3) これまでの総合管理の方針について	25
(4) 公共施設等の更新費用の試算方法について	25
(5) 試算期間について	26
(6) 各公共施設等の整備状況及び将来コスト試算結果について	26
3.6.1 普通会計	
3.6.1.1 公共施設（建築物）	

3.6.1.1.1	公共施設更新コスト概算（更新種別面積）	
3.6.1.1.2	公共施設更新コスト概算（施設分類別面積）	
3.6.1.2	道路更新コスト概算	
3.6.1.3	橋梁	
3.6.1.3.1	橋梁年度別整備面積推移	
3.6.1.3.2	橋梁将来更新コスト概算	
3.6.2	企業会計	
3.6.2.1	公共施設（建築物：上下水道庁舎、市立池田病院）	
3.6.2.2	上水道施設	
3.6.2.3	下水道施設	
第4章	池田市における公共施設等管理方針	32
(1)	公共施設等の費用の積上げについて	32
4.1.1	普通会計	
4.1.2	企業会計	
4.1.3	全体	
(2)	他自治体との比較について	35
4.2.1	類似団体	
4.2.2	その他	
(3)	市民一人当たりコストの推移	36
(4)	公共施設等の今後の方向性について	36
4.4.1.1.1	普通会計公共施設（公園、クリーンセンター以外）	
4.4.1.1.2	「長寿命化」とは	
4.4.1.2	公園	
4.4.1.3	クリーンセンター（ごみ焼却施設）	
4.4.2	道路	
4.4.3	橋梁	
4.4.4	水道事業会計及び公共下水道事業会計	
4.4.5	池田市病院事業会計	
(5)	基本的な考え方：「三つの方針」	39
4.5.1	「公共施設等の効率的保全」	
4.5.2	「公共施設等の適正配置」	
4.5.3	「公共施設等の有効活用」	
(6)	開始時個別施設計画と長寿命化計画に基づく対策効果	41
4.6.1	単純更新	
4.6.2	開始時個別施設計画と長寿命化計画	
4.6.2.1	普通会計	
4.6.2.2	企業会計	

4.6.2.3 全体	
4.6.3 対策効果	
(7) 本市における今後の方向性の検討	44
第5章 本計画のフォローアップ	45
(1) 本計画を進めるために	45
(2) 市民との協力体制について	45
(3) 庁内における体制について	45
(4) 民間・大学・団体等との協力について	45
(5) 計画から目指すべきもの：「三つの目的」	46
5.5.1 「持続可能な行政運営」	
5.5.2 「市民交流の活性化」	
5.5.3 「絶え間ない変化への対応」	
(6) 本章における各項目の関わり	47
(7) P D C Aサイクルの推進方針	47
(備考) 公共施設の概算方法について	48

第1章 池田市を取り巻く状況

公共施設等の状況を分析する前に、まず、池田市の歴史と取り巻く状況を記載します。

(1) 池田市について

1.1.1 市の概要

池田市は、大阪府の北西部、大阪都心から北へ 16km ほどのところに位置し、西部は猪名川を挟んで兵庫県川西市と接しています。市域は東西に約 3.8km、南北に約 10.3km と南北に細長く、面積は 22.14km² です。

大阪都心部とは阪急電鉄宝塚線や国道 176 号、阪神高速道路 11 号池田線など幹線交通網で結ばれている他、市の南端には大阪国際空港があり、広域的な交通の結節点でもあります。

市内には、猪名川、余野川、箕面川等の河川が流れ、これらの河川の堆積作用によって形成された段丘地形や低地が広がっています。また、標高 300~400m 前後の山地が五月山と伏尾町附近に分布しており、自然環境に恵まれた地域です。

1.1.2 市の歴史

池田市は、古い歴史を有し、江戸時代には、京都と西国各地とを結ぶ西国街道や大阪と能勢を結ぶ能勢街道などにより交通の要衝として発展してきました。

江戸時代前期に酒造業が盛んになり、また、物資の集散地として商業が栄え、多彩な文化が開花しました。

また、細河郷は植木の産地として発展し、牡丹などの庭園用苗木の生産を中心に高い需要を生み出しました。江戸時代後期には全国へ大量に出荷されるなど、地域の振興に大きな役割を果たしてきました。

明治時代以降、国や大阪府の出先機関、さらには、大阪府池田師範学校（現大阪教育大学）などが設置され、地域における政治、経済、文化の中心地として発展しました。

明治 43 年には、箕面有馬電気軌道（現阪急電鉄）の開通と同時に、池田新市街（後に、室町住宅と改称）の分譲が開始され、大阪都市圏の住宅都市として発展し、昭和 14 年 4 月には、人口 3.5 万人となり、府内で 6 番目に市政を施行しました。

戦後は、都市基盤整備や教育文化施設の整備に力を注ぎ、産業面では猪名川沿いに内陸工業地帯が形成され、発展してきました。

1.1.3 行財政改革の取組について

本市は、平成7年度の決算で赤字団体に転落し、平成8年度当時策定された財政収支見通しでは、「最小限で年間20億円以上、以降5年間で111億円以上の歳入欠陥が生じ、3年後に財政再建団体へ転落する危険性」が指摘されました。

この危機を回避するため、平成9年度を「みなおし元年」と位置づけて以来、現在に至るまで3期にわたる行財政改革を推進しています。

○ 第1期（平成9年度～平成18年度）

平成8年12月に「池田市行財政みなおし推進計画～みなおし'97～（以降は、「みなおし'97」とします）」を策定し、財政危機からの建て直しとともに、直面する財政再建団体へ陥る危険性からの回避のため、喫緊の課題から即効性のある課題の解決に着手しました。

平成12年8月には、「みなおし'97」の継続、拡充を基本とし、新規項目を掲げた「新行革大綱」、平成15年5月には、平成18年度までの具体的な行動計画としての「新行革大綱アクションプラン」を策定し、この10年間で208人の職員数削減、約223億円の経費削減を達成しました。

○ 第2期（平成18年度～平成22年度）

平成18年3月に第2期プランとして、「池田市行財政システム改革プラン」を策定しました。この時期においては直面する財政危機を回避するだけでなく中長期的な展望に立ち、よりスリムで効率的な市政の実現、人口減少時代に対応できる安定的な行政組織の基礎の確立を目指しました。

具体的な取組事項としては、「池田市みんなで作るまちの寄付条例」の制定による新たな歳入の確保や、「指定管理者制度」導入施設の拡大、上下水道部門の統合、下水道事業の地方公営企業法全部適用化等、行財政の仕組みそのものを変革することに主眼を置いた取組を進めました。この取組により、退職手当を除く人件費を70億円以下、経常収支比率90%台、職員数158人削減という目標を達成し、その効果額は累計で約60億円となりました。

○ 第3期（平成23年度～令和4年度）

「第6次池田市総合計画」の基本目標の一つである、「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を実現するために、期間中の行財政改革の基本的方向性を示すものとして「池田市行財政改革指針」を策定しました。

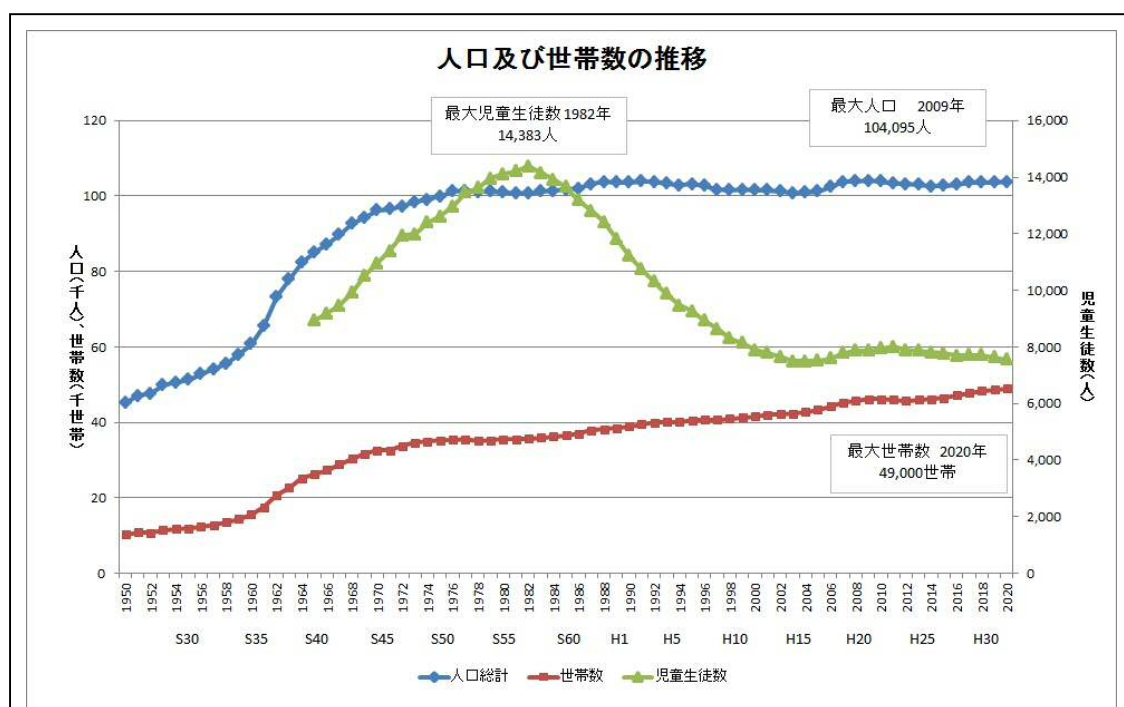
平成23年度から平成26年度までは「池田市行財政改革推進プラン」、平成27年度から平成30年度までは「池田市行財政改革推進プランⅡ」、令和元年度から令和4年度までは「池田市行財政改革推進プランⅢ」を策定し、改革の目標及び具体的な実施プログラムを規定して、今後も行財政改革を継続的に実施していく方向性を示しています。

(2) 市の人口推移と今後の見通し

1.2.1 人口推移

本市の人口は昭和51年度に10万人を超えて以降は横ばいが続いています。一方、児童・生徒数は昭和57年度にピークを迎えて以降は減少が続き、現在はピーク時の半分程度となっています。

また、世帯数については増加傾向にあり、単身世帯や核家族の増加が推測されます。

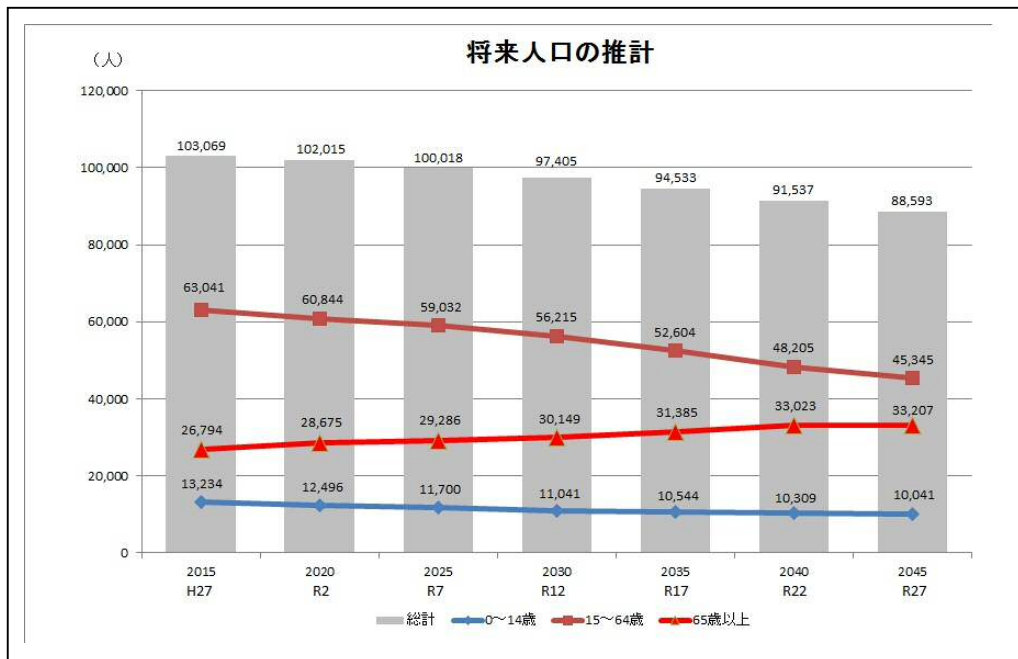


【参考】人口及び世帯数：池田市統計書、生徒数：事務報告書

1.2.2 今後の人口見通し

本市の将来人口予測については、「国立社会保障・人口問題研究所」が全自治体の、長期にわたる人口推計を行っており、本計画ではこの値を引用することとします。

本市においては令和7年度から令和12年度までの間で人口が10万人を割り、およそ25年後には現在の8割程度の人口に落ち込みます。また、人口に占める高齢者の割合も増加し続け、およそ25年後に5人に2人が65歳以上となる見込みです。



【参考】平成30年 国立社会保障・人口問題研究所調査

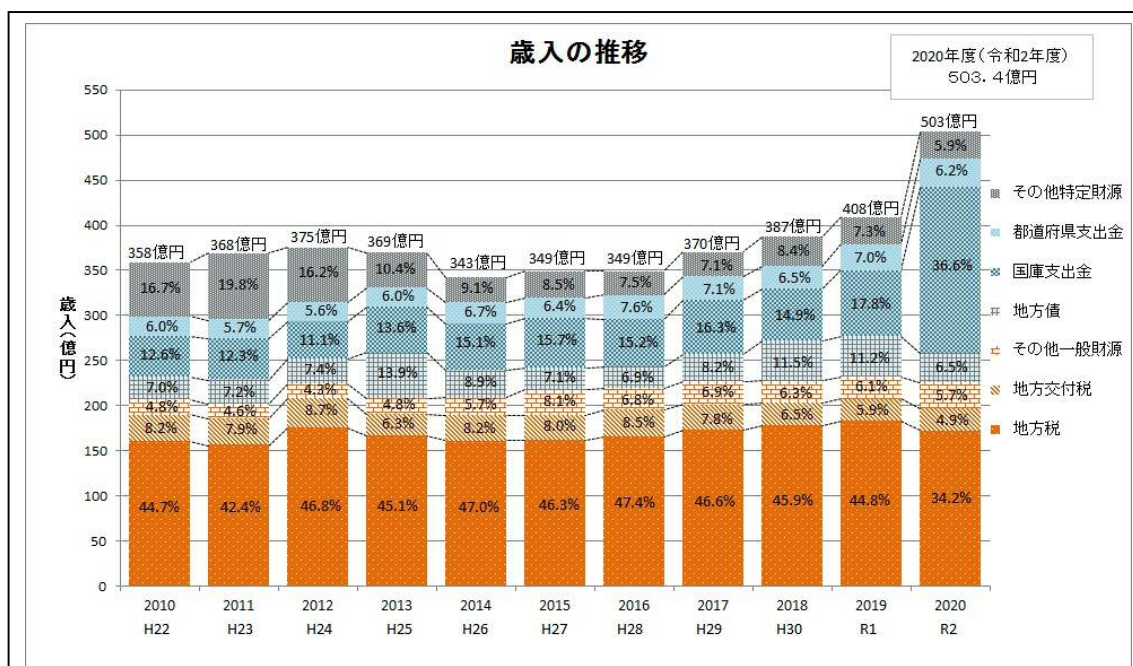
(3) 市の財政状況

次に、普通会計における本市の財政状況について記述します。

1.3.1 歳入推移

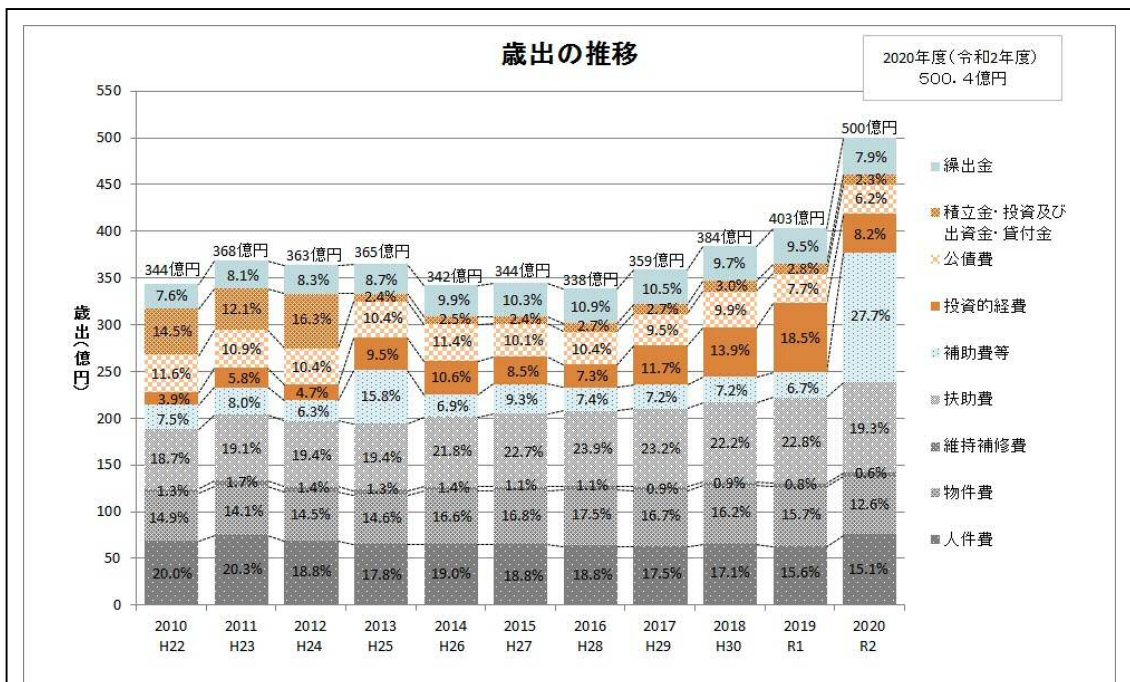
本市の普通会計の歳入は、おおむね 360 億円前後で推移していましたが、令和元年度は投資的経費等の増加に伴う国庫支出金が増加し、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に係る支援策の実施に伴う国庫支出金が大幅に増加しました。

一般財源はおおむね 210 億円で、歳入全体の 5 割超～6 割程度を占めています。



1.3.2 歳出推移

歳出については、総額としては横ばいでしたが、平成30年度と令和元年度は、くすのき学園や学校給食センターの建設、公園用地取得等により投資的経費が増加し、令和2年度は会計年度任用職員制度の開始等による人件費と、特別定額給付金等の新型コロナウイルス感染症に係る支援策の関連経費が大幅に増加しました。扶助費は毎年増加傾向にあります。



1.3.3 投資的経費推移

投資的経費については、前項でも述べたとおり、くすのき学園や学校給食センターの建設、公園用地取得と、クリーンセンター基幹改良、石橋住宅の建設等によりここ数年間増加しているところです。



(4) 公共施設等の更新について

前述のように、本市はかつて訪れた財政再建団体への転落の危機は乗り越えましたが、昨今、全国的に問題になっている「公共施設等の老朽化」が、本市でも進んでいます。

ではなぜ公共施設等の更新が全国的な問題となっているのでしょうか。

わが国は、これまで高度経済成長期をはじめとする経済の成長に合わせて都市基盤を整備する必要がありました。また、人口の増加とそれに伴う税収の増加により、行政サービスも拡大し、あわせて公共施設等の整備が進められてきました。

これらは、「未来永劫、拡大が続く」前提で行われてきた開発でした。

こうした中で設けられてきた公共施設等は、ひとたび設けると数十年にわたり使用できるものです。例えば本市の公共施設で最も多い鉄筋コンクリート造 (RC 造) は、国の定めた更新の基準となる「法定耐用年数」がおおむね 50 年と設定されていますが、実際にはそれ以上の期間使用できます。

今日、これら長い間使用されてきた公共施設等が老朽化し、全国的に改修や更新が必要な時期になっています。その実証事例として東日本大震災時の東京都の九段会館の崩落事故や、笹子トンネルの天井崩落事故等があり、老朽化対策は喫緊の課題です。

しかし、昨今におけるわが国は人口減少の局面を向かえ、少子化、高齢化も避けられない状況です。このままでは、税収の減少や、福祉等のコスト（いわゆる「扶助費」）の増加につながることになり、加えて公共施設等の更新を考慮すると、これまで以上に、厳しい財政状況が予想されます。

とは言え、必要な行政サービスの継続は必須事項であり、人口規模が縮小していく中でのサービスの「選択と集中」が、これまで以上に求められます。

また、目まぐるしく変化していく社会の中では、新たな行政ニーズの発生も考えられます。例えば公共施設等に関連する事項では、有事の際の対応、すなわち、災害時における活用がこれまで以上に求められています。

こうした状況で公共施設等への対応をどのようにすべきか、次章において公共施設等を取り巻く現状をさらに説明していきます。

第2章 「公共施設等総合管理計画」その定義と概要

この計画は「公共施設等」の「総合管理」計画となっています。

「公共施設等」を「総合管理」するとは、どのようなことなのか、また、なぜ必要なのでしょうか。

(1) 「公共施設等」とは

これは先述（「はじめに」参照）のとおり、公共施設（具体的には役所や消防署、学校や保育所、体育館や会館など、自治体が運営する建物）のほか、道路や上下水道施設、ごみ処理場等を総称するものです。

法的な定義としては、公共施設等総合管理計画には直接に関与しないものの、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」とする）」の第二条に、以下のとおり記載されており、本計画としてもこの定義に準じるものとします。

(PFI法より抜粋)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。

- 一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- 二 庁舎、宿舍等の公用施設
- 三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- 四 情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く。）、観光施設及び研究施設
- 五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）
- 六 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

(2) 「総合管理」とは

本計画では、単に「管理」ではなく、「総合管理」という言葉を用いています。これまでの自治体の管理と、どのように違うのでしょうか。

第1章(2)でも述べたとおり、公共施設等は、ひとたび設ければ何十年も使用でき、

その老朽化度合は、漠然と管理してはわかりにくいものです。従前の施設管理は以下のような傾向にありました。

○ 事後的な修繕

- ・ 予防的な保全でなく、不良箇所が見つかり使用に不都合が生じれば修繕するという傾向。

○ 新設に偏重した費用調達

- ・ 新設時のみならず管理運営時や解体時にも費用を要する（ライフサイクルコスト）にもかかわらず、新設時の費用（イニシャルコスト）調達に重きが置かれるという傾向。

これまでの増加していく人口・財政規模のもとではカバーできていましたが、昨今の人口・財政規模の縮小局面においては、公共施設等の更新にはより精査が求められるようになっていきます。

とりわけ、平成 19 年度の「自治体財政健全化法」や、「新公会計制度」により自治体の予算執行に、これまで以上に厳しい目が向けられています。

総務省は、この計画の策定を要請するにあたり、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成 26 年 4 月通知、平成 30 年 2 月改訂）を通知しました。この指針において「総合管理」という定義はありませんが、「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」として、以下のような項目が挙げられています。そこで本計画においては、これらを包括したものを「総合管理」として定義し、その方針について言及するものとします。

①点検・診断等の実施方針

点検・診断等は法で定められた点検周期や点検項目に基づいて実施するとともに、日常の維持管理業務の中での点検活動を推進し、効果的な長寿命化を目指します。

②維持管理・更新等の実施方針

点検・診断等に基づいた計画的な修繕を基本とし、未然防止または軽微な段階で対策を行う予防保全型の維持管理を推進することにより緊急的な修繕工事等を抑制し、コストの削減及び平準化を図ります。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が認められたものについて、費用面・利用状況・優先度等を踏まえて修繕を行い、安全を確保します。

④耐震化の実施方針

耐震診断の結果を踏まえて、耐震化が十分でないものについては、耐震化に要す

る費用や利用状況を考慮しつつ、耐震化あるいは更新等の対応手法を総合的に判断して進めます。

⑤長寿命化の実施方針

第4章 4.4.1.1.2にて後述します。

⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針

バリアフリー法、大阪府福祉のまちづくり条例を基本とし、施設等の整備を行う際には誰もが安全に安心して、円滑かつ快適に利用できるようにユニバーサルデザイン化を図ります。

⑦統合や廃止の推進方針

第4章（4）にて後述します。

⑧総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

全庁を挙げて総合的かつ計画的な管理を実現するために、情報を一元管理する仕組みの構築、施設総量の縮減と最適配置に係るプロセスを総括管理する体制の構築、施設の劣化状況の把握と保全実行体制の構築、意思決定に係る体制の構築を推進します。

⑨脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画を基本とし、太陽光発電の導入や省エネルギー改修の実施、LED照明の導入等の脱炭素化を推進します。

(3)「ファシリティマネジメント」とは

一部の自治体においては、本計画の策定要請以前から、公共施設等を有効に、管理・活用する動きがありました。このような管理の動きは「ファシリティマネジメント」と呼ばれ、以下のような先進事例があります。

- 青森県：「行政改革大綱」に「ファシリティマネジメント」を位置づけ、施設の維持管理業務を適正化する手始めに、「清掃等業務委託適正化」の試行により、平成17年度と18年度の2年間で3億円に近い経費縮減を達成。
- 佐倉市：保全情報システムの導入により、全庁が横断的に全体最適を図る体制を固め、平成19年度から光熱水費の縮減や公用車の見直しにより5年間で5億円以上の経費縮減を達成。
- 浜松市：(12市町村の大合併後、)700余りの施設を見直し、「廃止」、「存続」、「転用」、「長寿命化」等に着手。

(4) 災害時の対応について

公共施設等は、平時における市民サービスに供するのはもちろんですが、地震や水害等の、災害が起きたときは、市民の生命を守る役割も果たすこととなります。

わが国では、阪神大震災や東日本大震災等の地震・津波災害のみならず、昨今においては台風やゲリラ豪雨による水害が、毎年のように発生しています。

平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行されました。翌平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、以下の目的のもと、有事に耐えうる公共施設等の整備が求められています。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

(5) 本市における公共施設等総合管理計画のねらい

以上のように、今後、ますます厳しい財政状況が予想される中、公共施設等に対して、適切な対応が求められます。そこで池田市でも、この「公共施設等総合管理計画」において、

- ・本市が保有している「公共施設等」の全体像とその更新費用の把握
- ・今後の「総合管理」について、本市のとるべき方向性

について、定めることとします。

第3章 公共施設等の現状及び将来の見通し

本市における公共施設等のあり方を検討するにあたり、現状を改めて確認し、将来の更新費用を算出します。

(1) 公共施設等の現状について

現在、本市が保有する公共施設等は、大まかに次ページの表 3.1.1 のとおりとなっており、表 3.1.2 は平成 27 年度から令和 2 年度の施設保有量の推移を記載しています。

表 3.1.3 には会計別の有形固定資産減価償却率を記載しており、これは施設等が資産取得から耐用年数に対して減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、100%に近いほど老朽化が進んでいると判断されます。

また、グラフ 3.1.4～3.1.6 は、公共施設の現状について記載したものです。

整備面積としては、昭和 40～50 年代に学校施設をはじめとして、庁舎や文化会館等の大規模施設を整備してきました。

企業会計も含めると平成 9 年が突出していますが、これは、市立池田病院の建替えによるものです。

3.1.1 池田市が保有する公共施設等の一覧

公共施設等の一覧

会計名	大分類	中分類	施設数	延床面積(m ²)	
普通会計	行政系施設	庁舎等	8	20,504.4	
		消防施設	13	2,992.1	
		その他行政施設	1	6.8	
	市民文化系施設	文化施設	9	12,273.6	
		集合施設	57	20,260.8	
	保健・福祉施設	保健福祉施設	1	5,367.2	
		高齢福祉施設	2	3,152.5	
		障がい福祉施設	2	1,799.9	
	スポーツ・レクリエーション施設	スポーツ施設	3	14,588.5	
		レクリエーション施設	1	198.2	
	社会教育系施設	図書館	3	2,599.9	
		資料館	1	551.9	
		児童文化センター等	3	2,031.1	
		音楽堂	1	581.1	
		展示コーナー	1	142.2	
		公民館	1	1,557.1	
	学校教育系施設	学校教育系施設	29	106,729.0	
		その他学校教育系施設	2	6,034.2	
	子育て支援施設	子育て支援施設	30	10,451.5	
	公営住宅	公営住宅施設	8	18,876.2	
	その他施設	産業系施設	5	1,052.7	
		環境啓発施設	1	127.6	
		葬祭施設	5	912.2	
		駐車場	4	1,016.6	
		駐輪場	2	0	
		事務所等	3	321.5	
		倉庫等	13	1,515.9	
		車両置き場	1	270.9	
		その他施設	10	9,664.7	
		野菜洗場	1	24.9	
		一般廃棄物処理施設	クリーンセンター	1	4,938.6
		公衆便所	公衆便所	4	46.7
		その他土地	土地活用	39	36.4
霊園・墓地	5		0		
碑等	5		0		
池・沼	池・沼	3	—		
道路	道路	1	—		
橋梁	橋梁	1	—		
道路敷・河川敷・廃道敷等	道路敷・河川敷・廃道敷等	13	—		
公園	都市計画公園	20	1,087.4		
	都市計画緑地	3	1,981.9		
	都市公園施設	7	1,136.4		
	都市計画墓園	1	300.5		
	その他公園	134	139.7		
企業会計	病院	病院	3	38,220.0	
	上下水道施設	上下水道施設	8	20,353.3	
総計			469	313,846.1	

インフラ施設の一覧

施設類型	種類	保有量
道路施設	1級市道	17,803m、219,530 m ²
	2級市道	22,808m、170,285 m ²
	その他市道	169,781m、795,948 m ²
	自転車歩行者道	4,582m、15,477 m ²

施設類型	種類	保有量
橋梁施設	プレストレスト・コンクリート (PC) 橋	3,007 m ²
	鉄筋コンクリート (RC) 橋	2,987 m ²
	鋼橋	2,851 m ²
	その他	27 m ²

施設類型	種類	保有量
上水道施設	配水管	287,180m
	導水管	6,719m
	送水管	23,752m

施設類型	種類	保有量
下水道施設	コンクリート管	278,271m
	塩ビ管	13,476m
	更生管	5,732m
	その他	4,396m

3.1.2 施設保有量の推移

公共施設の保有量推移		
大分類	延床面積(m ²)	
	平成27(2015)年度	令和2(2020)年度
行政系施設	23,160.6	23,503.3
市民文化系施設	34,368.2	32,534.4
保健・福祉施設	9,469.2	10,319.7
スポーツ・レクリエーション施設	15,407.0	14,786.7
社会教育系施設	7,463.2	7,463.2
学校教育系施設	109,914.5	112,763.2
子育て支援施設	11,305.5	10,451.5
公営住宅	14,653.9	18,876.2
その他施設	15,449.7	14,907.0
一般廃棄物処理施設	4,649.8	4,938.6
公衆便所	46.7	46.7
その他土地	9.9	36.4
公園	4,253.7	4,645.9
病院	38,220.0	38,220.0
上下水道施設	20,353.3	20,353.3

インフラ施設の保有量推移		
施設類型	保有量	
	平成27(2015)年度	令和2(2020)年度
道路施設	214,556m	214,974m
	1,193,082m ²	1,201,240m ²
橋梁施設	8,872m ²	8,872m ²
上水道施設	310,870m	317,651m
下水道施設	297,880m	301,875m

3.1.3 有形固定資産減価償却率

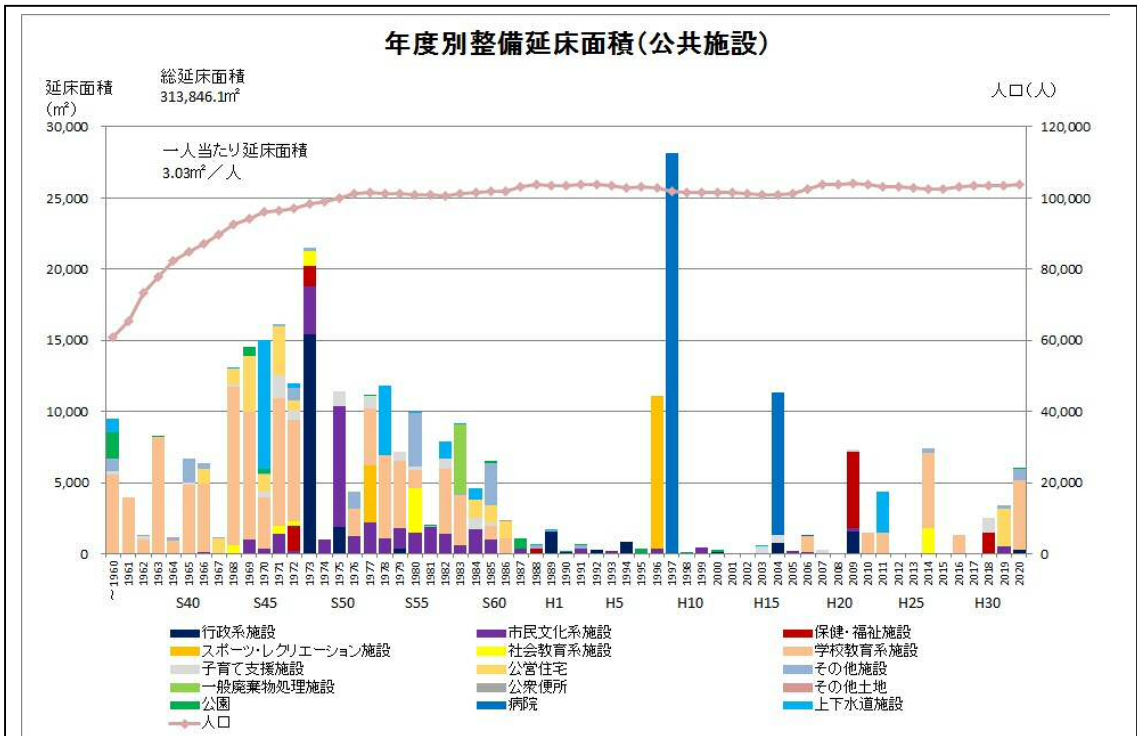
・普通会計					
平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	
—	67.1%	67.7%	68.2%	65.3%	

・水道事業会計					
平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	
51.1%	50.6%	51.5%	49.6%	50.6%	

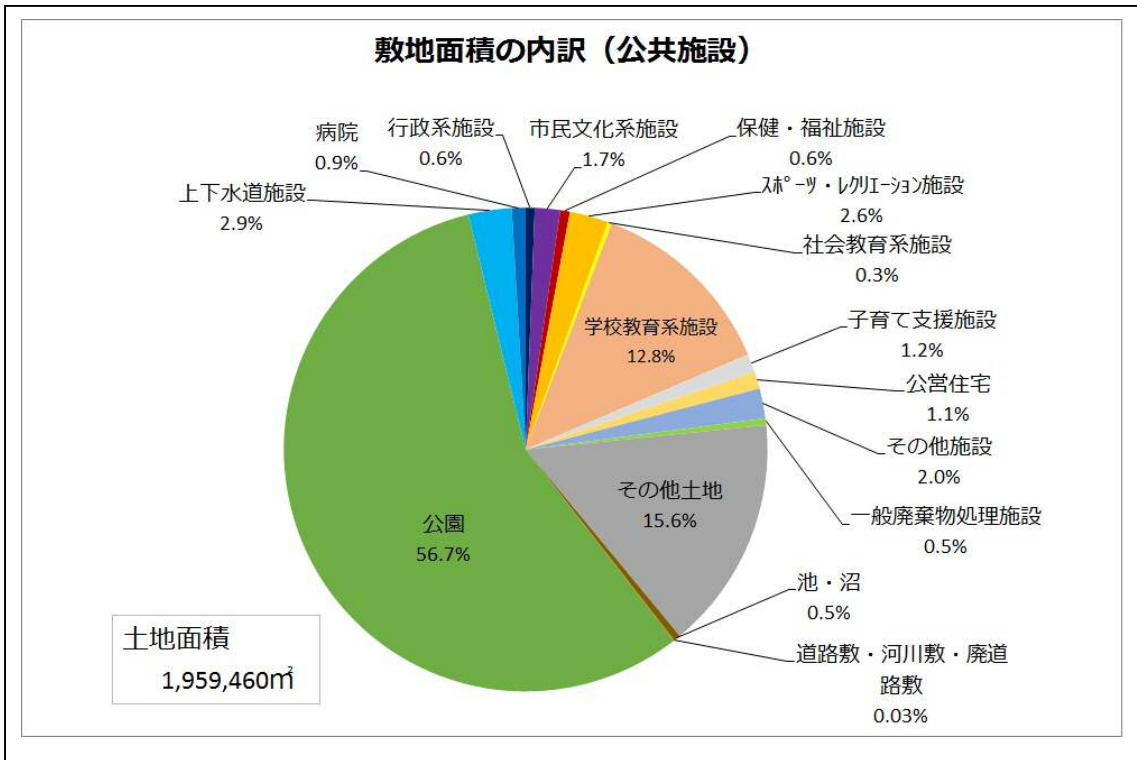
・公共下水道事業会計					
平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	
36.9%	37.2%	38.6%	41.2%	42.8%	

・病院事業会計					
平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度	令和元(2019)年度	
63.8%	65.4%	64.9%	66.0%	67.9%	

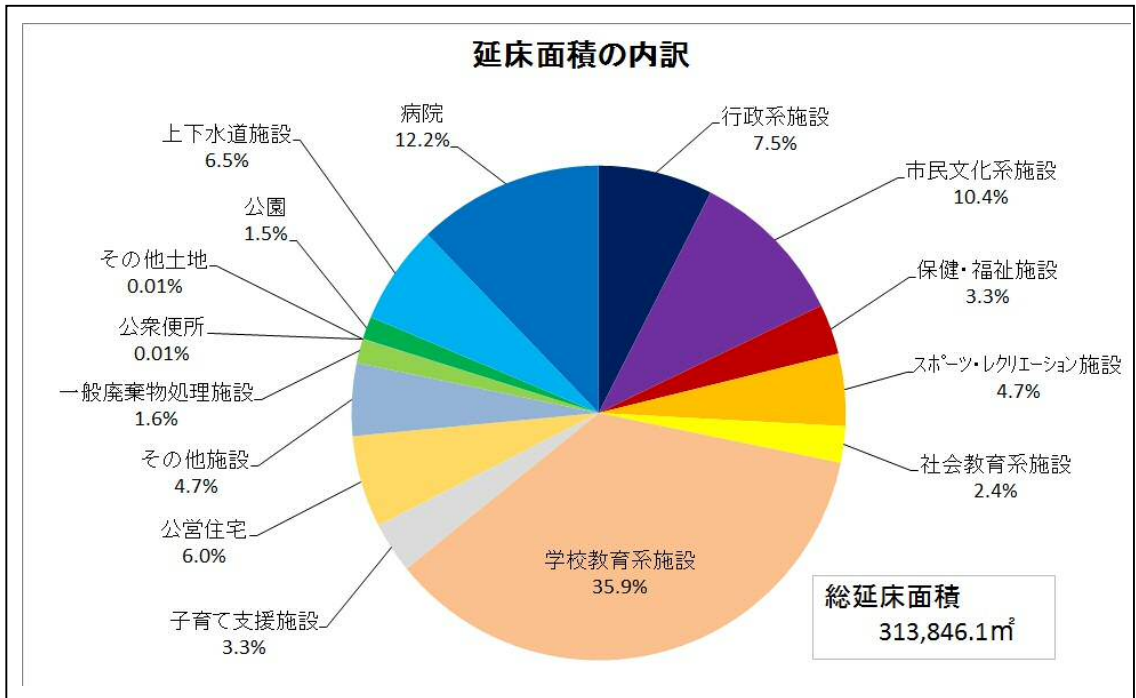
3.1.4 建築物年度別整備面積推移



3.1.5 公共施設敷地面積



3.1.6 公共施設等延床面積

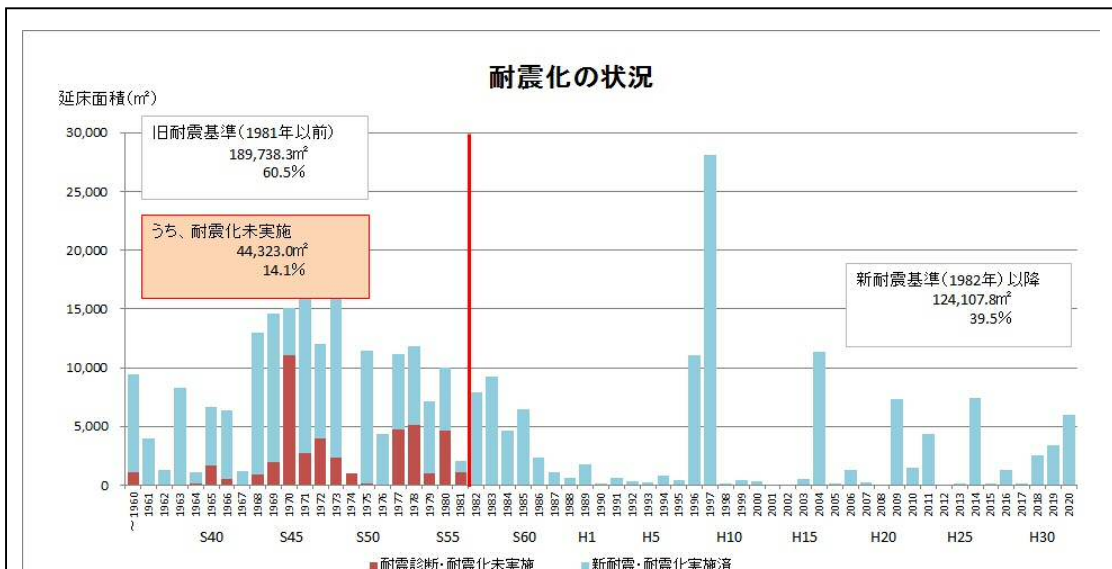


(2) 建築物の耐震化について

耐震化については、昭和 56 年 6 月以降に設けられた建築物については、いわゆる「新耐震基準」として、地震に耐えうる想定的设计となっていますが、本市においては、およそ 3 分の 2 がそれ以前の「旧耐震基準」の建築物にあてはまります。

耐震性能については、必ず何らかの工事を行わなければ、地震に耐えられないということではなく、旧耐震基準であっても耐震性能を満たすという可能性も考えられます。いずれにしても安全のためには耐震診断が求められるところです。

なお、学校施設、保育施設については、優先的に順次耐震化を進めているところです。



(3) これまでの総合管理の方針について

これら公共施設等のあり方を考える試みは、これまでも行われてきました。

例を挙げますと、先述した「みなおし'97」に端を発する、数々の行財政改革の中で公共施設も見直しが行なわれ、平成 12 年度には、「池田市公共施設再評価委員会」の最終報告がなされ、この報告に基づき、施設の廃止（職員寮、自然の家等）や統合（幼稚園等）、公設民営（保育所等）が進められてきました。また、平成 25 年度には「池田市公共施設白書」が公表され、池田市における公共施設の整備状況の整理がされました。

個別の分野としては、平成 23 年度には、「学校施設再編整備計画」が策定され、平成 27 年度には旧の細河小学校区・伏尾台小学校区の小中学校を統合させた「ほそごう学園」が開設されました。また、平成 28 年度には社会教育施設の「山の家」の廃止、平成 30 年度には「石橋会館」の面積を縮小した建替え、令和元年度には「呉服保育所」と「ひかり幼稚園」を「ひかりこども園」に集約化、「五月丘保育所」の民営化等が行われました。令和 4 年度には図書館やダイバーシティセンター、地域子育て支援拠点の用途を集約・複合化した「ツナガリエ石橋」と、「池田会館」と「コミュニティーセンター」を集約・複合化した「市民活動交流センター」が開設されます。

インフラについても、平成 21 年度に「橋梁長寿命化修繕計画」が策定され、橋梁の保全と長寿命化が提唱され、また、企業会計（上下水道施設、池田病院）は、それぞれの経営計画に基づいた対応がなされています。

今回の「公共施設等総合管理計画」は、これらの公共施設等について、普通会計、企業会計を包含した現状を算出し、方向性を検討します。

(4) 公共施設等の更新費用の試算方法について

今回、公共施設等の更新費用を試算するにあたっては、総務省、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が作成・整備の「公共施設等更新費用試算ソフト（以降は、「試算ソフト」とします）」を活用します。（一部独自試算（後述））

これは、市が保有する公共施設等の現状規模を入力することにより、将来更新する際に要する費用を大まかに計算するものです。

今回このソフト活用するに至った経緯は、以下のようなメリット・デメリットを勘案してのものです。

○ メリット

- ・ 入力値の収集が容易（既存調査のデータ等を利用できる）
- ・ 総務省が計画策定を要請する中で紹介している
- ・ 他自治体の先進事例においても、少なからず採用されており、比較が容易

○ デメリット（とその対応）

- ・ 概算であるため、運用するにあたっては、別途精査が必要
⇒ 対策：後年、運用レベルの試算を進める（詳細は後述：第4章、第5章）

（5）試算期間について

試算ソフトの試算期間は、40年間と設定されています。この40年という期間は、本市が整備した建築物の更新期が一巡する、また費用のピーク期とそのピークが経過した後を比較できる期間であるため、本市としてもこの試算期間を採用します。

（6）各公共施設等の整備状況及び将来コスト試算結果について

各公共施設等における将来更新コスト試算についてのグラフには、過去20年間（平成13～令和2年）の投資的経費の歳出実績の平均値を入力しています。

3.6.1 普通会計

3.6.1.1 公共施設（建築物）

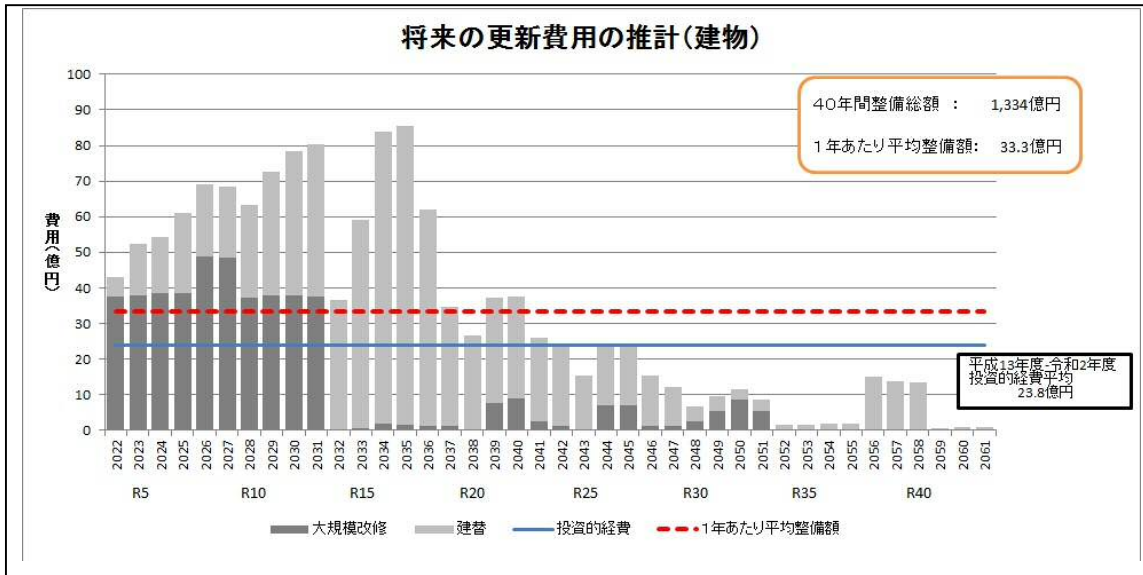
普通会計の建築物について、将来更新費用は以下グラフ3.6.1.1.1及び3.6.1.1.2の通り試算されます。今回の試算では、建物構造に関係なく、一律建築後60年で建替えるものとして、また、中間の30年目に大規模改修を行うものとして試算します。

本市がこれまで整備してきた施設では、一定の期間を過ぎても大規模改修や更新を行っていない施設も少なからず存在していますが、そのような場合、試算開始から最初の10年間で費用を按分して対処するものとしております。

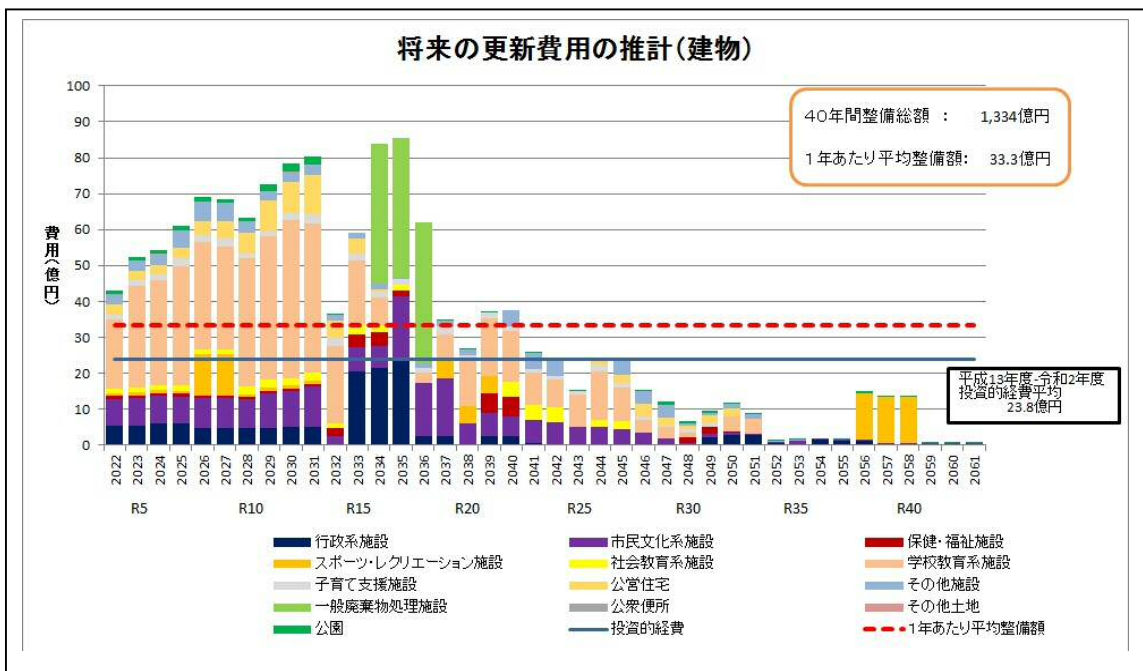
また、試算の対象としては、主に普通会計の建物ですが、公園の建築物やクリーンセンター（ごみ焼却施設）についても考慮しております。（ただし、クリーンセンターは、試算ソフトとは別の方法で試算しています（巻末参照）。）

3.6.1.1.1及び3.6.1.1.2の試算結果グラフについては、大きな山になっている時期が2つあります。まず一つは試算を始めて最初の10年間で、これは先にも述べたように、大規模改修を行うべき時期に行わなかった建築物について相応の費用を10年間で割り戻しているものです。続いてその後、建替えを要する時期が随時訪れます。これは昭和40～50年代の建築物の更新時期を迎えることによるものです。

3.6.1.1.1 公共施設更新コスト概算(更新種類別面積)

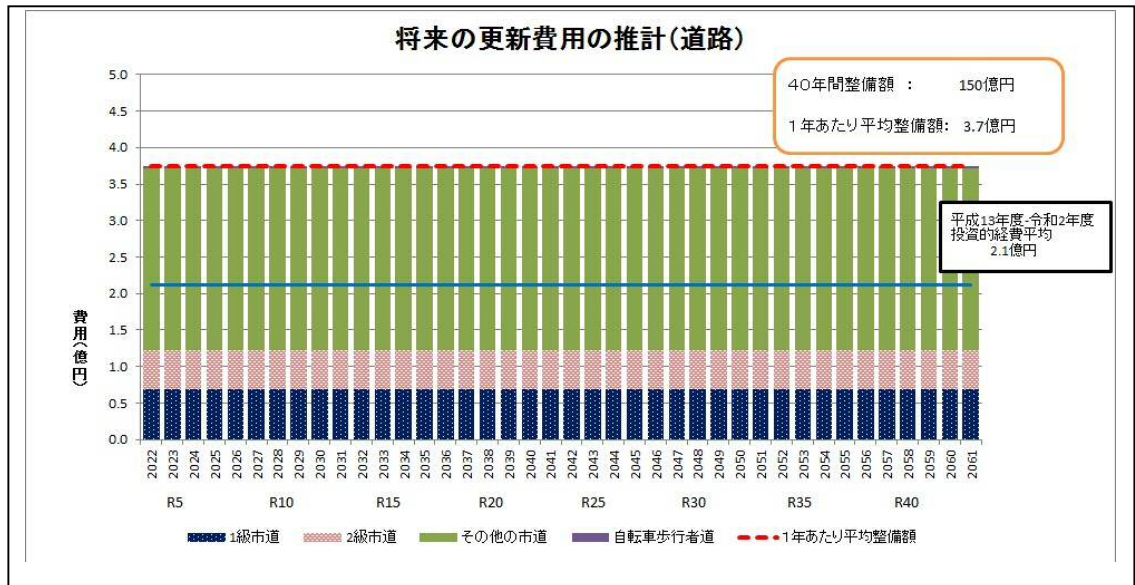


3.6.1.1.2 公共施設更新コスト概算(施設分類別面積)



3.6.1.2 道路更新コスト概算

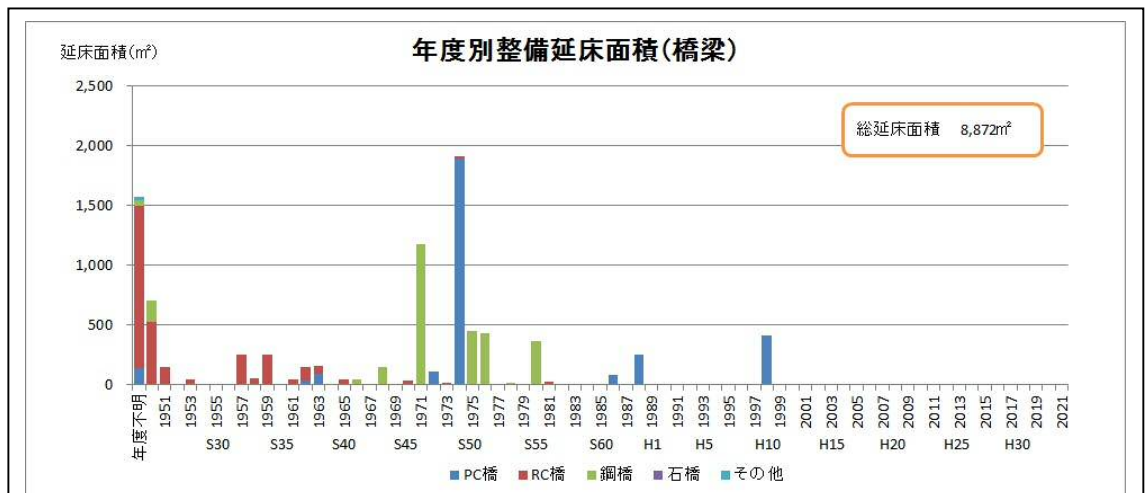
道路については、以下のように各年度の値が変わらない試算結果となっています。道路を設置から15年経過したら更新するものとして、市道の総面積を更新年数の15で割り、更新単価をかけたものを、「年あたり更新費用」としてしています。



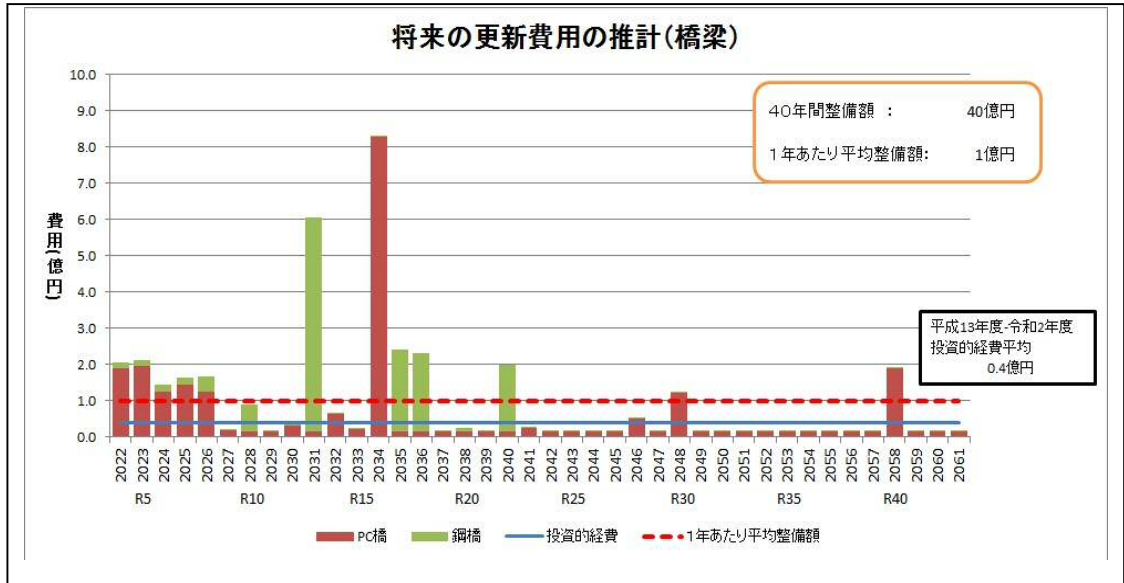
3.6.1.3 橋梁

橋梁については、建物同様、整備された年度別に60年後の更新を行うものとして、面積に更新単価をかけて算出しました。整備の推移と将来の試算は、以下の3.6.1.3.1、3.6.1.3.2の通りとなります。

3.6.1.3.1 橋梁年度別整備面積推移



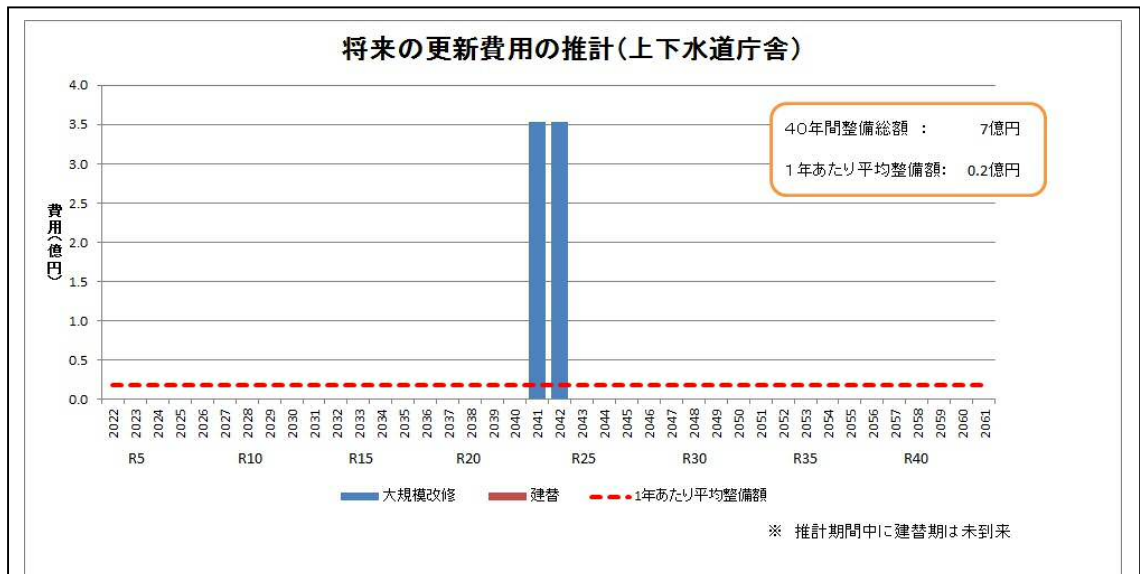
3.6.1.3.2 橋梁将来更新コスト概算

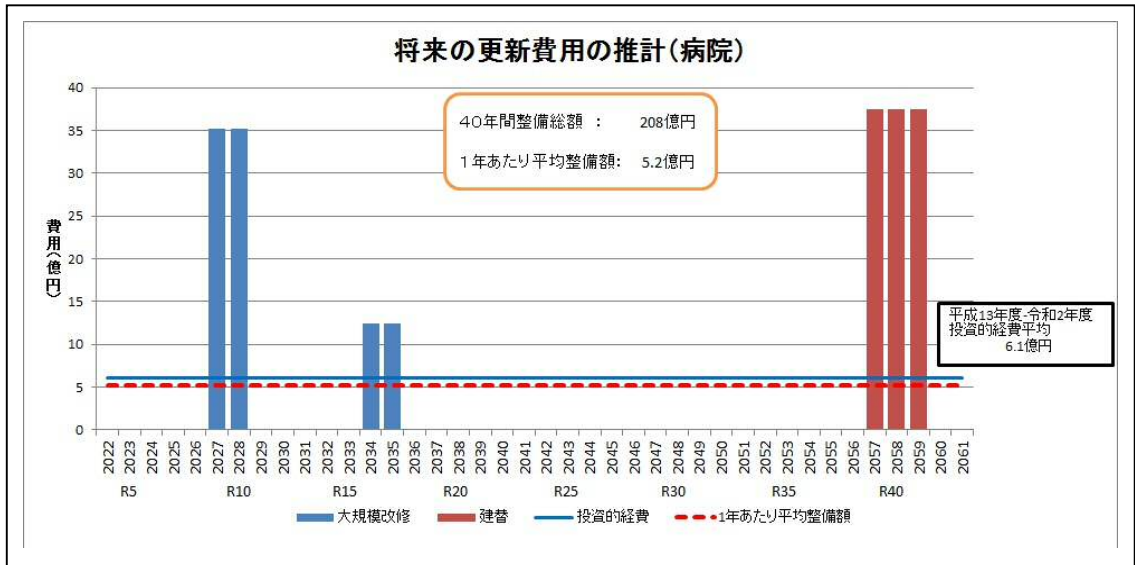


3.6.2 企業会計

3.6.2.1 公共施設(建築物: 上下水道庁舎、市立池田病院)

企業会計における公共施設としては、標題の2箇所が挙げられます。上下水道庁舎は試算期間の40年間では建替え時期に至らず、下記のとおり大規模改修のみがグラフに計上されています。

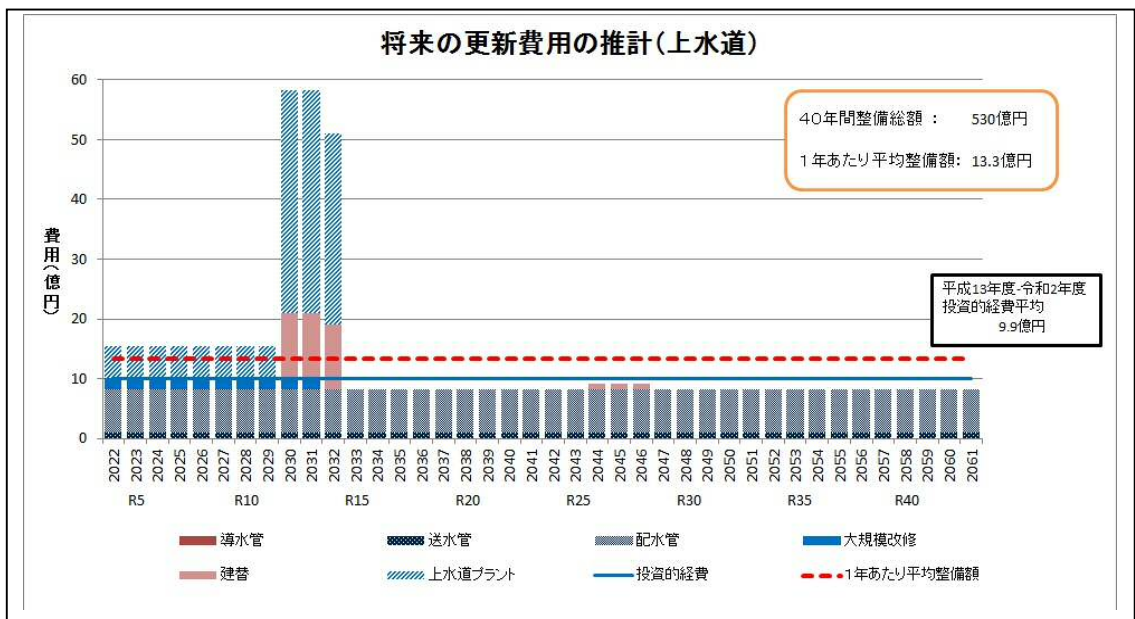




3.6.2.2 上水道施設

上水道については、以下のように、原則としては道路同様、各年度の値が変わらない試算結果となっています。これは水道管の更新についてのもので、40年経過したら更新するものとして総延長を40で割り、更新単価をかけたものを「年あたり更新費用」としているものです。

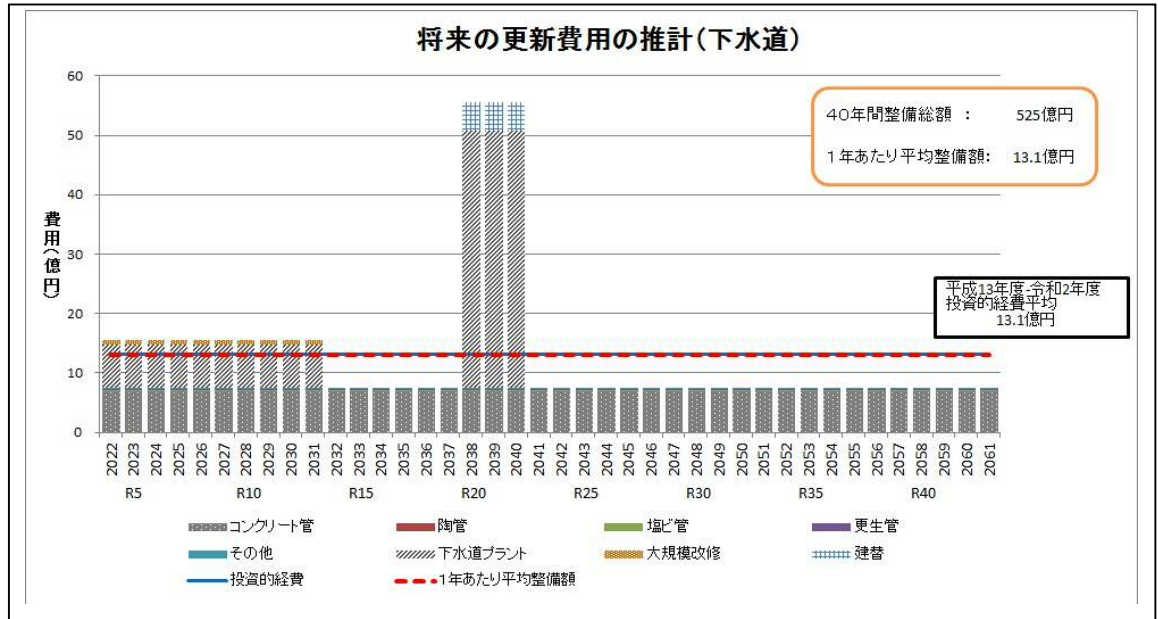
また、値が変動している箇所は、古江浄水場と上水道排水処理場の大規模改修及び更新によるものです。



3.6.2.3 下水道施設

下水道についても、以下のように、原則として各年度の値が変わらない試算結果となっています。下水道管は50年経過したら更新するものとして総延長を50で割り、更新単価をかけたものを「年あたり更新費用」としているものです。

また、値が変動している箇所は、下水処理場の大規模改修及び更新によるものです。



これらの費用試算を、次章において積上げ、それぞれの方針を検討します。

第4章 池田市における公共施設等管理方針

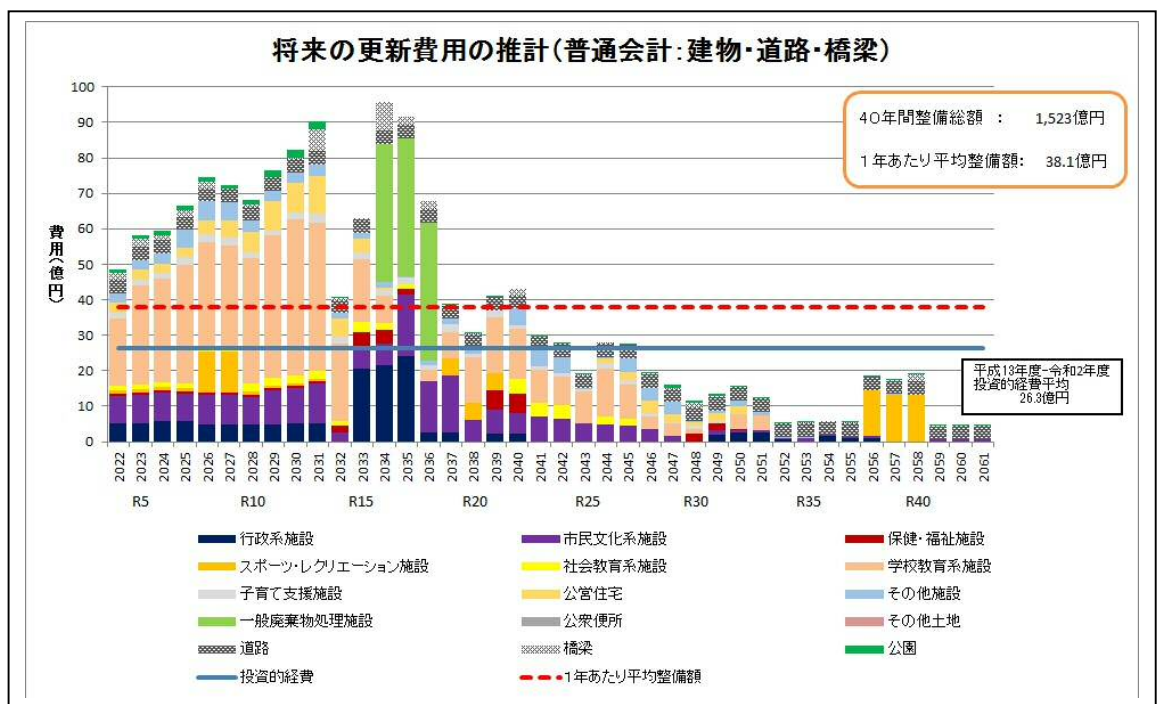
前章において試算したコストを積上げ、分析し、今後の方向性を検討します。

(1) 公共施設等の費用の積上げについて

4.1.1 普通会計

建築物と道路・橋梁を積上げたものが、下のグラフになります。

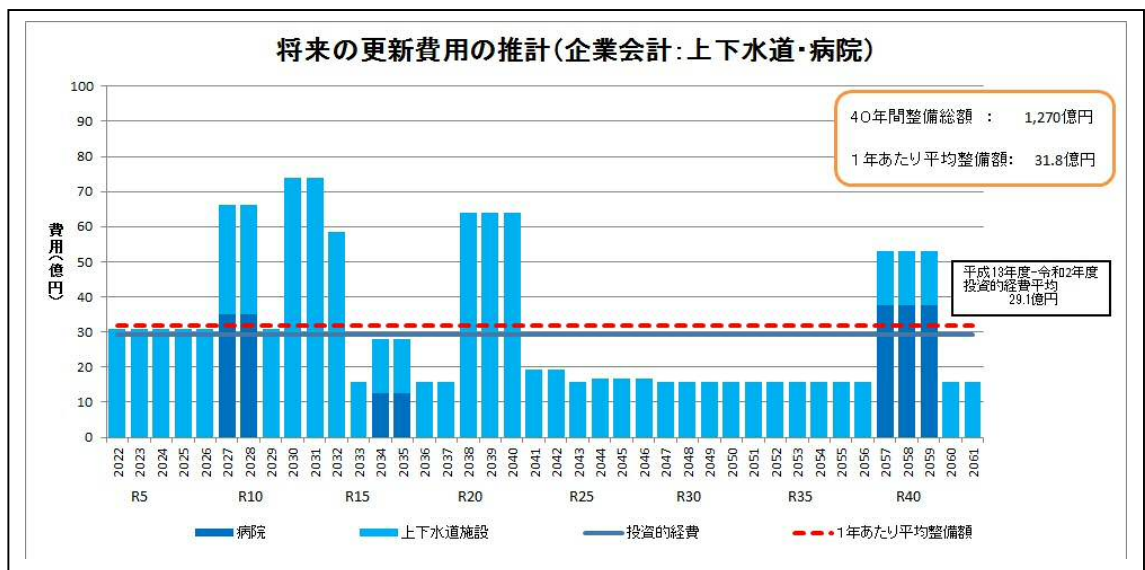
建築物に関する費用が、道路・橋りょうと比べて非常に大きく、また、道路・橋梁は、その性質上縮減が難しいため、建築物の、とりわけ建替えについて対策が求められます。



4.1.2 企業会計

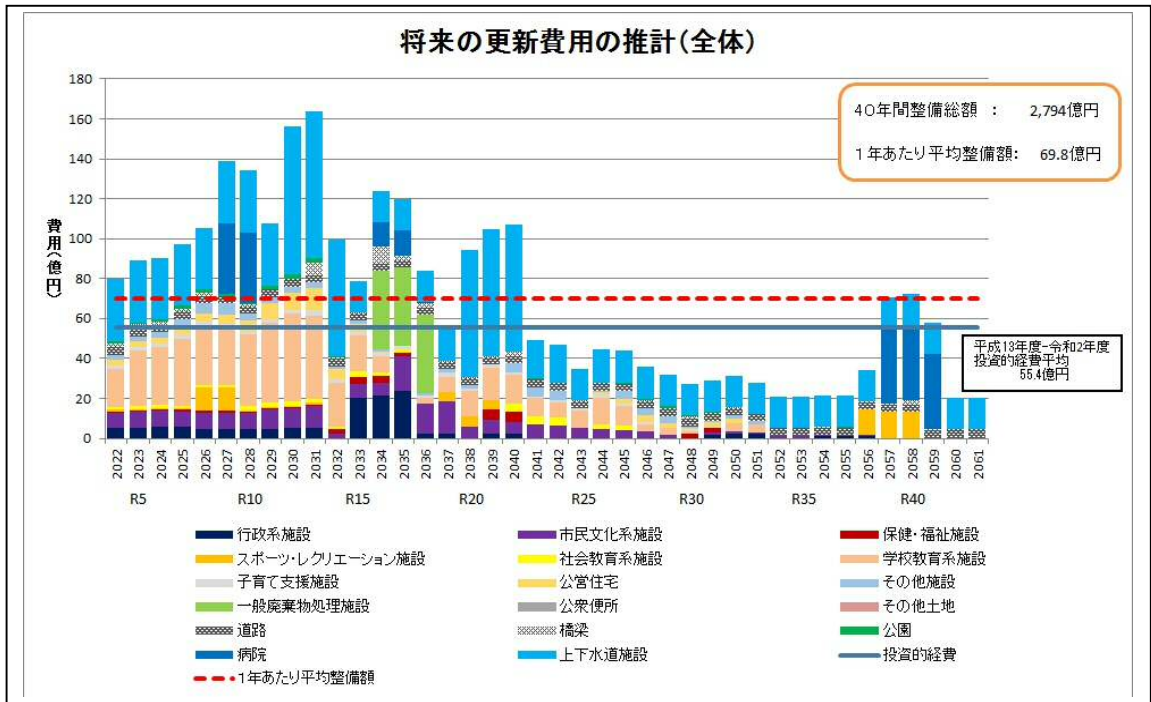
企業会計については、各事業体において経営計画が立てられており、経営が独立しているため、本項においては、費用の積上げにとどめ、その方針については、各事業体の見解を後述することとします。

ピークとしては、浄水場・下水処理場の大規模改修の積み残しと更新、及び上下水道庁舎の大規模改修、病院の大規模改修と更新が該当します。



4.1.3 全体

下のグラフは、本市における公共施設等を普通会計・企業会計すべて積上げたものです。今回の試算では、浄水場や下水処理場も建築物と同様の30年で大規模改修、60年で更新するものと想定しているため、更新のピークが集中していることがわかります。



(2) 他自治体との比較について

4.2.1 類似団体

いわゆる、「類似団体」とは、総務省が人口と産業構造に基づいて、自治体を分類するものであり、池田市は「Ⅲ－3」に属しています。

類似団体と、一人当たり延床面積を比較すると、下表のようになります。類似団体の中で市域面積が大きい自治体は、一人当たり延床面積が大きい傾向にあります。

類似団体の比較						
類似団体類型(Ⅲ－3：51団体該当)				人口10万人以上かつ15万人未満 産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上		
都道府県名	市名	住基人口(人)	市域面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	総延床面積(m ²)	一人当たり延床面積(m ² /人)
大阪府	池田市	103,712	22.14	4,684.4	313,846	3.03
三重県	伊勢市	130,865	208.37	628.0	398,661	3.05
大阪府	守口市	145,037	12.71	11,411.3	353,469	2.44
大阪府	松原市	122,910	16.66	7,377.6	284,666	2.32
山口県	岩国市	141,636	873.72	162.1	739,910	5.22
福岡県	大牟田市	120,921	81.45	1,484.6	500,100	4.14
鹿児島県	霧島市	127,671	603.15	211.7	822,000	6.44

4.2.2 その他

類似団体は、その分類方法上、自治体の面積を考慮することができません。公共施設等総合管理計画は、インフラ施設についても考慮することから、本計画においては産業構造を考慮せず、人口密度が近接している自治体についても、別途比較しました。傾向としては、本市は一人当たりの延床面積が比較的多いことがわかります。

人口密度近似団体の比較						
都道府県名	市名	住基人口(人)	市域面積(km ²)	人口密度(人/km ²)	総延床面積(m ²)	一人当たり延床面積(m ² /人)
大阪府	池田市	103,712	22.14	4,684.4	313,846	3.03
埼玉県	上尾市	227,897	45.51	5,007.6	372,000	1.63
神奈川県	海老名市	130,077	26.48	4,912.3	235,568	1.81
千葉県	流山市	172,659	35.32	4,888.4	284,375	1.65
神奈川県	平塚市	258,065	67.88	3,801.8	720,510	2.79

(3) 市民一人当たりコストの推移

本計画においては、将来のコストを現在の投資的経費と比較することによって、およそその不足額を算出しています。将来においては人口減少が見込まれ、負担はさらに大きくなることが予想されます。

下表は、現在と将来の一人当たり持ち出しコストを比較する目安として算出した、今後40年間における更新費用の平均値（1年当たりおよそ69.8億円）を、5年ごとに予測される人口で割ったものです。（現状の部分は過去20年間の投資的経費の平均（およそ55.4億円）と現状の人口で算出。）

更新コストの上昇と人口の減少により、将来における一人当たりのコストは現在の約1.5倍と試算されます。

		現状(H13-R2平均)	R12 (2030)年度	R17 (2035)年度	R22 (2040)年度	R27 (2045)年度
人口(人)		102,820	97,405	94,533	91,537	88,593
普通会計	建物	23,125	34,236	35,276	36,431	37,641
	道路	2,056	3,843	3,960	4,089	4,225
	橋梁	375	1,023	1,054	1,088	1,124
	小計	25,555	39,102	40,290	41,608	42,991
水道事業会計 及び 公共下水道事業会計	上下水道庁舎	—	181	187	193	199
	上水道施設	9,672	13,611	14,025	14,484	14,965
	下水道施設	12,729	13,470	13,879	14,333	14,809
病院事業会計	病院	5,915	5,341	5,503	5,683	5,872
合計		53,872	71,705	73,883	76,301	78,837

(単位：円/人)

(4) 公共施設等の今後の方向性について

4.4.1.1.1 普通会計公共施設（公園、クリーンセンター以外）

第3章で述べた、費用のピークを迎える2つの時期について、どのように対応するか検討する必要があります。

まず、試算期間の最初の10年ですが、この期間は第3章(6)3.6.1.1で述べたように試算ソフトの仕様で、公共施設の大規模改修を、実施すべき時期が来ても行っていないものについて、逐次改修するコストを計上している期間です。

これら大規模改修を行っていない施設については、そのすべてに手をつける前に、施設の持つ機能や将来性を含め十分見極め、将来的に更新（建替え）を行うのかどうかなどの精査を行いつつ、優先度を定めた適切な修繕等を実施していく必要があります。

次に、高度経済成長期の建物が軒並み更新期限を迎える時期についてです。このとき、公共施設等の保有量がそのままであれば、財政状況が非常に厳しい局面を迎えることが予測されます。

そこで、本市としては、以下のような対応を行うものとします。

○ 更新時期が訪れる前に、公共施設の各用途について将来における需要とそれに伴う施設の保有量を見積った更新計画を策定する。

※ 更新計画は施設の更新時期の7～10年程度前から検討する。

○ 随時、公共施設の総量見直しを進めるため、原則、現状の規模での建替えは行わない。

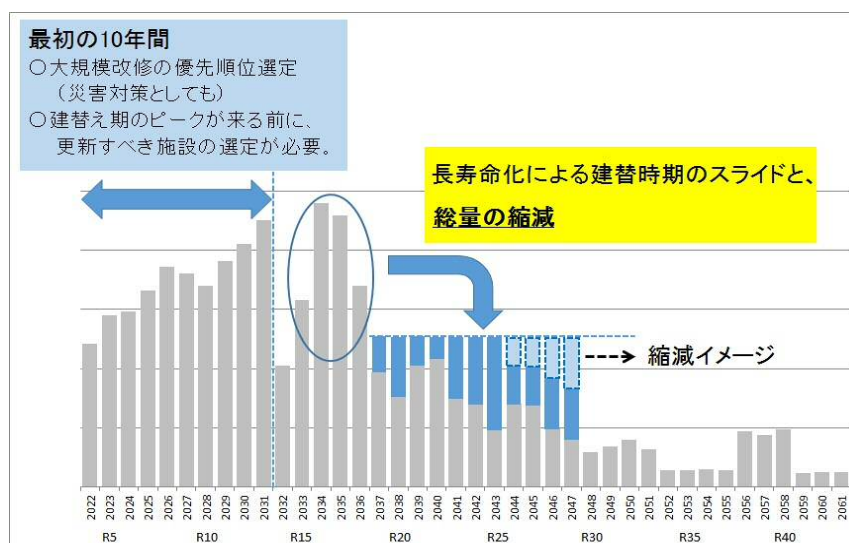
※ 更新を行う際には、用途の複合化、延床面積の縮小、官民連携等の可能性を検討することで総延床面積の見直しを進める。

○ 適切な点検・保全体制のもとに「長寿命化」を進める。（詳細は後述）

4.4.1.1.2 「長寿命化」とは

「施設の長寿命化」とは、建物が設けられた年から、所々の経過年数の時点において大規模改修を計画的に行い、法定耐用年数を大きく越えて建築物を使用することを指します。ここで注意すべき点としては、長寿命化は、単年度あたりライフサイクルコストが50年建替えのそれと比べて安価になることを保証するものではないということです。しかし、建替え時に発生する多大な建築コスト負担を緩和する効果があり、また、建替えの時期が後年になるため、先に述べたような複合化や官民連携等を検討する猶予ができ、結果、延床面積の見直し、ひいてはコストの削減を図ることができるものです。

本市においては、国土交通省の「地域の官庁施設整備構想」と日本建築学会の建築工事標準仕様書に準じて、（鉄筋コンクリート建築物については）建築後65年経過をもって建替えを行うことを目標とし、そのために、適切に検査や修繕を行うことに努めるものとします。



4.4.1.2 公園

公園については、先の試算では建築物に含めて計算しましたが、その性質としては建築物と大きく異なるため、別に方針を定める必要があります。

まず総量についてですが、公園は、「都市公園法」に「公園の保存」が規定されていて、原則、縮減を行うことができません。また、一定規模の土地開発に伴って寄附されるケース等を考慮すると、今後、管理する総面積はゆるやかに増加する見込みです。

そこで、以下のような方針のもと、効率的保全を進めます。

- 公園に存する建築物・附属物の長寿命化及び総量の適正化の検討。
(今回試算の対象外である遊具や附属物についても検討)
- 活用の可能性を検討。
(歳入の確保や用途の多様化等を検討)

4.4.1.3 クリーンセンター（ごみ焼却施設）

クリーンセンターも建築物に含めて試算しましたが、これについてもその他の建築物とは大きく性質を異にするものであり、また、想定費用が多額になるため、他の公共施設等と独立して検討する必要があります。

クリーンセンターは、長寿命化のための保全を進めており、大規模改修を行いました。これによる長寿命化は10～15年程度、建替えの期限を延ばすものであることから、以下のとおり検討する必要があります。

- 次回更新の時期を設定し、クリーンセンター単独で更新計画を策定する際に、財源確保の方法を検討。

4.4.2 道路

道路は公園と同様、寄附なども考慮すると、今後、管理する総面積は増となる見込みであります。また、その性質上、縮減は困難なものです。よって、大幅な費用の縮減は見込めないものの、以下のとおり検討する必要があります。

- 舗装及び(今回試算対象外の)附属物、法面、擁壁等の、各道路施設について「個別施設計画」を策定し、効率的保全を進め、管理費用の見直しを検討。

4.4.3 橋梁

橋梁については、平成21年度に長寿命化修繕計画の策定を行い、令和2年度に計画を更新しました。道路同様、保有量及びコストの縮減は難しいものですが、以下のとおり検討する必要があります。

- 更新期限を勘案し、橋梁長寿命化修繕計画に基づいた保全の推進。

4.4.4 水道事業会計及び公共下水道事業会計

企業会計であり、普通会計の部局と独立して経営戦略を定めていることから、本計画において方針を定めるものではなく、計画で試算した結果に対して、見解を得るものとします。

担当部局からは以下のとおり見解を得ています。

- 現在、上水道施設については、施設整備計画に基づき、浄水場などの設備更新、防災上の重要拠点に接続する水道管などの更新を進めている。また、下水道施設については、長寿命化計画に基づき、緊急度の高い箇所から、処理場設備や下水道管の更新を計画的・効率的に進めている。
- 今後は、経営戦略の中で、人口減少、水需要の減少を考慮した更新計画を策定する必要がある。

4.4.5 池田市病院事業会計

前項と同様、企業会計であるため、計画で試算した結果に対して、下記の見解を得ています。

- 建物の保全については現在、建物の電気・空調設備等の修繕を、その都度実施しているところ。
- 今後の経営計画、経営戦略の中で、大規模改修の費用の確保を含め、適正な保全の方法を検討する。

(5) 基本的な考え方：「三つの方針」

子や孫の世代を見据えたまちづくりをするためには、公共施設等のあり方が重要です。今後、本市が目指す公共施設等のあり方については、単に総量の縮減だけを目的とするのではなく、地域の魅力を引き出し、池田市民一人ひとりの満足度及びクオリティをより高めることを目的としていきます。

また、これからのまちづくりにおいては、市民の方々との対話を交えつつ、これからの時代にあった新しい公共施設・公共空間のあり方を検討し、将来世代に大きな負担を残さず、持続可能な、また、地域の魅力を創造するまちづくりの実現を目指します。

それを実現するため、大きく3種類の考え方に定義できます。これを「三つの方針」として、公共施設等の総合管理にあたります。

「三つの方針」の基本的な優先順位の判断基準としては、ハード面（築年数・建物健全度・耐震性能等の安全性、バリアフリー度）、ソフト面（機能面、利用状況、財務面等）、法律による設置義務、代替性、効率性などの視点から総合的に判断します。

4.5.1 「公共施設等の効率的保全」

施設については、日常の管理コストを最適化し、ひいては長寿命化をすすめる必要があります。施設を安全に安心して利用できるよう、事後保全から脱却し、予防保全型の維持管理を推進し、定期的実施する点検結果、工事・修繕履歴に基づいた保全費用の精査、計画的な予防保全による長寿命化、ライフサイクルコストの低減に取り組むことで、今後の更新費用の抑制を図ります。

また、道路や橋梁、上下水道施設等のインフラや公園施設については、その総量を減らすことは難しくても、安全の確保のための点検体制や、管理コスト最適化のための、附属物を含めた予防保全型の維持管理を推進し、更新費用の抑制に取り組みます。

4.5.2 「公共施設等の適正配置」

先に（３）で挙げた試算結果のとおり、今後の人口減少へのシフトを鑑みると、公共施設の総量の見直しは避けられない課題であり、先の4.4.1.1.1で述べたように、更新時期における総量の見直しを絶えず行う必要があります。時代に見合った、行政として提供すべき行政サービスの量・質を維持しながら総量を縮減し、民間施設の配置状況なども踏まえた最適配置に努めます。

また、インフラも含めた公共施設等全体においては、平時の使用のみならず、有事における避難施設や緊急輸送路など、ライフラインを確保する役割が求められます。

そのためには耐震性能の整理や確認、「どれを、どのように」使っていくかの検討が必要です。例えば防災計画や、いわゆる「BCP（事業継続計画）」とのすり合わせで適正な配置や耐震性能の確認等が挙げられます。

なお、施設更新時に検討する再配置手法は「池田市公共施設等マネジメント指針」内の「4 公共施設等マネジメント基本方針（２）方針２：公共施設等の適正配置」に記載しています。

4.5.3 「公共施設等の有効活用」

持続可能な行政運営を行うためには、歳出の削減はもちろん重要ですが、余剰施設の活用等、歳入を生み出す取り組みも必要です。すべての公共施設等を対象にその必要性について検討するとともに、必要な公共施設等については整備費や維持費、運営費を確保するために、新たな収入源を模索するとともに、適正な受益者負担を設定、ライフサイクルコストの抑制などに取り組めます。また、施設整備に必要な財政負担の年度間のバラつきを平準化し、経費の一時借入を抑制する手法の検討、導入も積極的に行います。

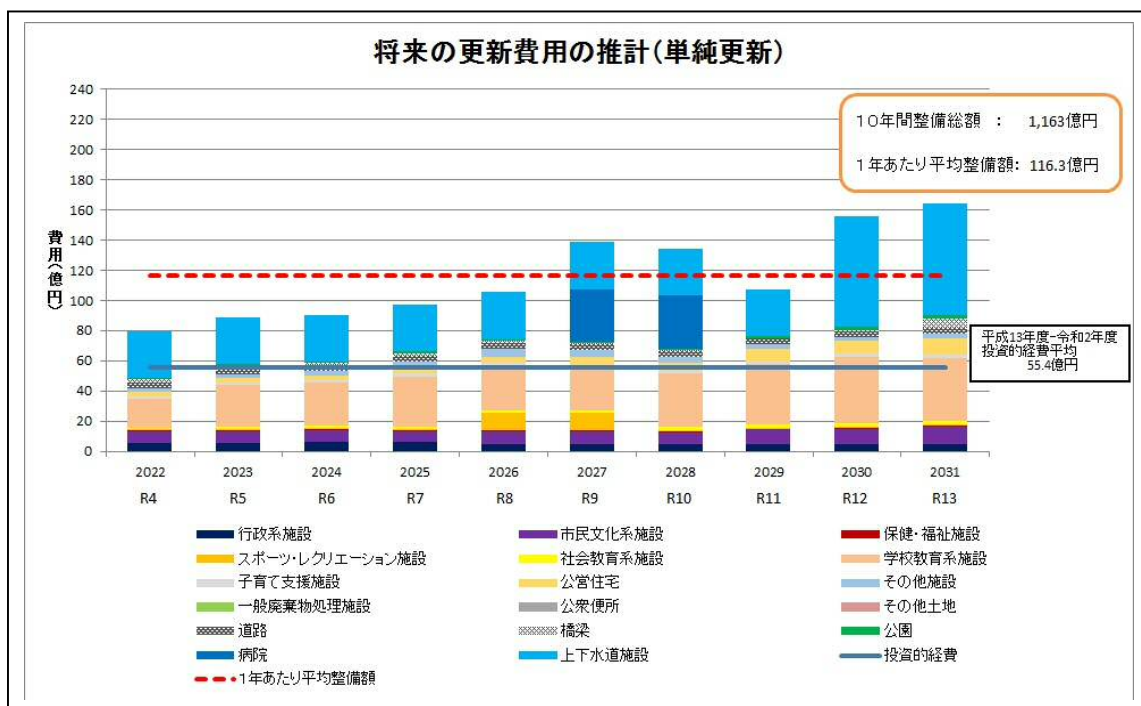
それらに関連して、市民や民間企業、大学等とも連携を進める必要があります。
 詳細については、次章で詳しく記載します。

(6) 開始時個別施設計画と長寿命化計画に基づく対策効果

今回試算したコスト（以後、「単純更新」とします）と、池田市開始時個別施設計画と長寿命化計画（学校施設の長寿命化計画、市営住宅長寿命化計画、公園施設長寿命化計画、地域一般廃棄物処理施設長寿命化計画、上下水道事業経営戦略）で試算されたコストを比較します。対象期間は10年間とします。

4.6.1 単純更新

下のグラフは、4.1.3のグラフの10年間分を取り出したものです。単純更新による10年間のコストは、およそ1,163億円になります。

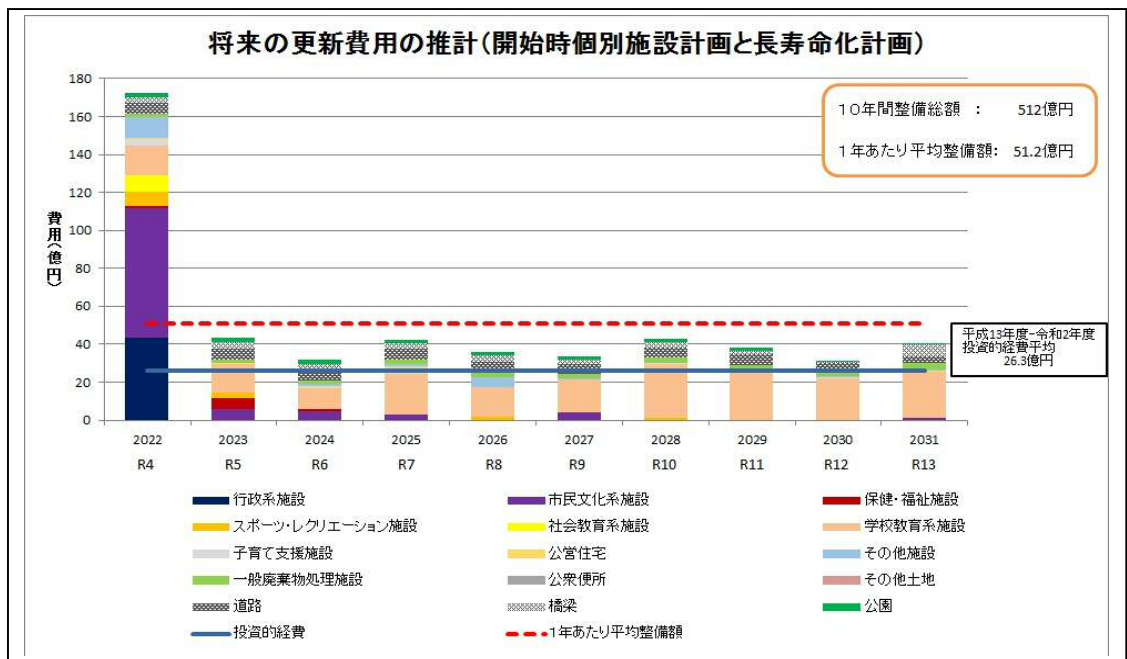


4.6.2 開始時個別施設計画と長寿命化計画

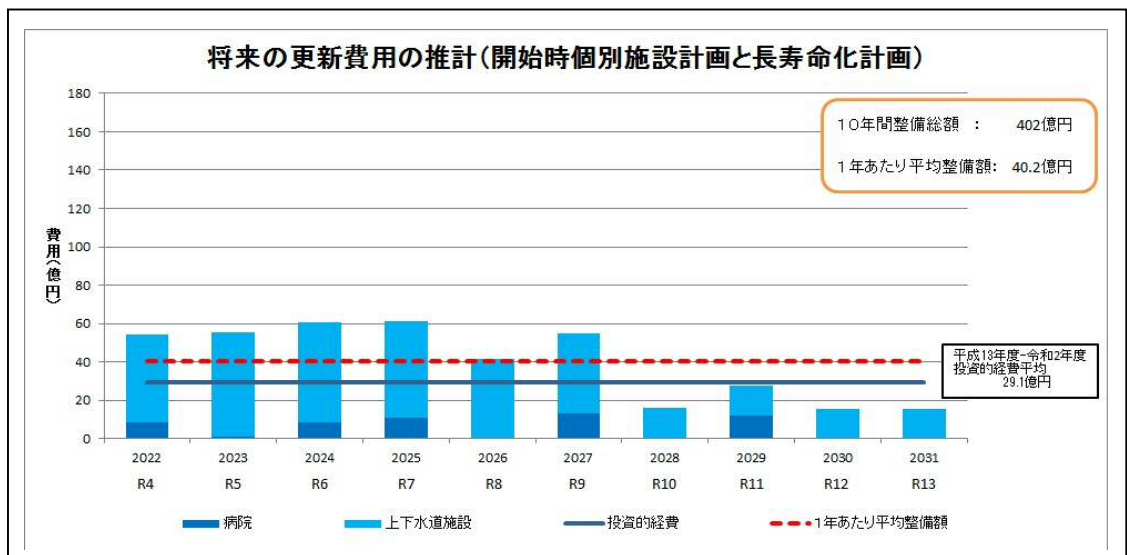
開始時個別施設計画は築 40 年経過し改修未実施の施設については築 40 年後の年度に改修コストを積上げ、大規模改修を実施している施設については大規模改修工事の 25 年後の年度に改修コスト積上げています。また、試算ソフトと比較するため、開始時個別施設計画に築 65 年後の年度に建替えコストを加算し、長寿命化計画のコストを合算したグラフが下記になります。

令和 4 年度にコストが集中しているのは、すでに築 40 年以上経過し改修未実施の施設と築 65 年以上経過している施設について全て令和 4 年度にコストを積上げているためです。

4.6.2.1 普通会計

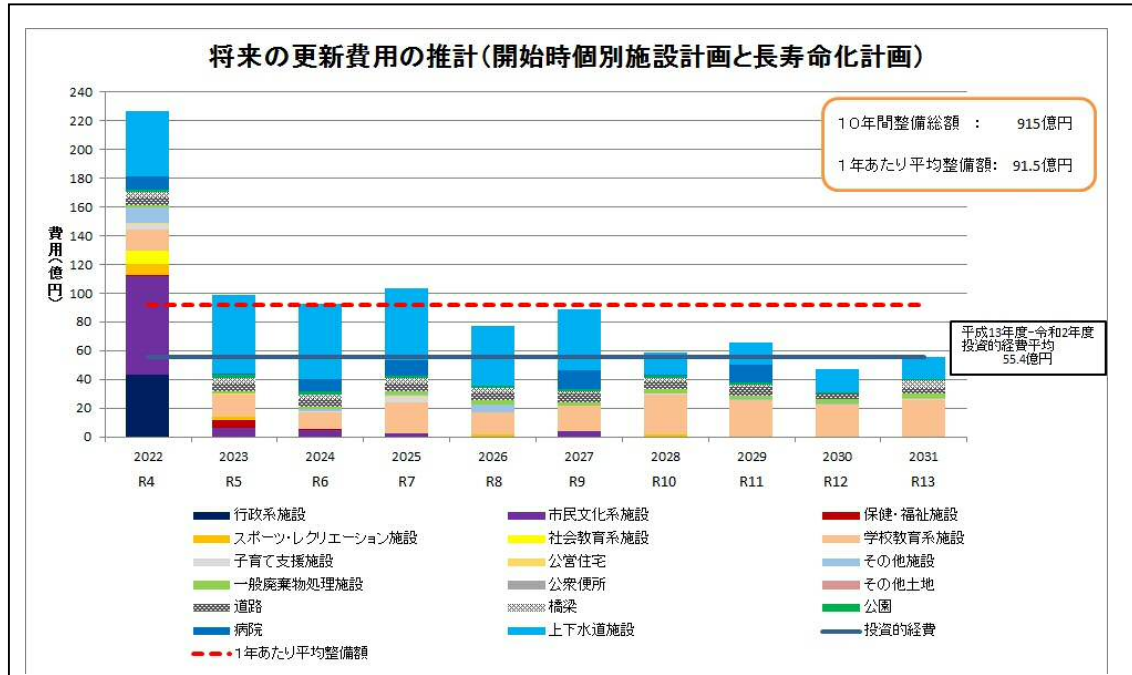


4.6.2.2 企業会計



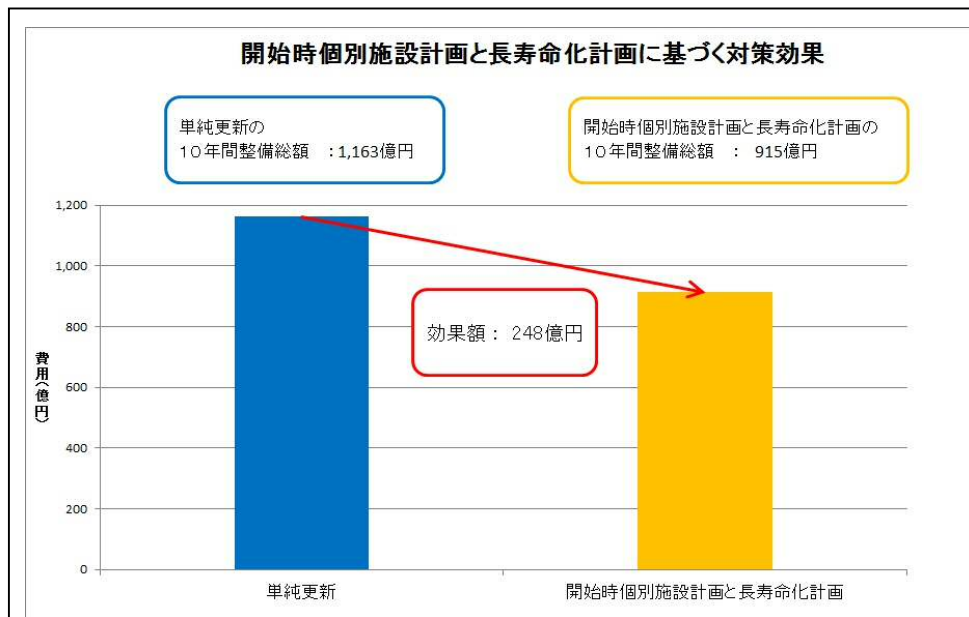
4.6.2.3 全体

普通会計と企業会計を積上げると下のグラフとなり、池田市開始時個別施設計画と長寿命化計画による10年間のコストは、およそ915億円になります。



4.6.3 対策効果

単純更新のコストと、池田市開始時個別施設計画と長寿命化計画のコストを比較すると、10年間でおよそ248億円のコストが減少する試算となります。



(7) 本市における今後の方向性の検討

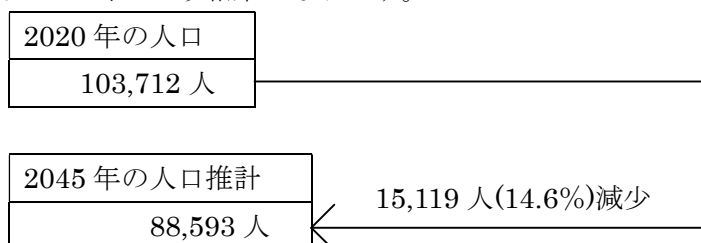
公共施設等の今後の方向性を検討するにあたって、先進事例を参考に以下の手法が考えられます。

① 市民一人あたり延床面積を全国平均値などと比較

池田市の市民一人あたり延床面積は 3.03 m²/人で、全国平均値は 3.42 m²/人となっており、池田市は全国平均値より低い数値となっています。

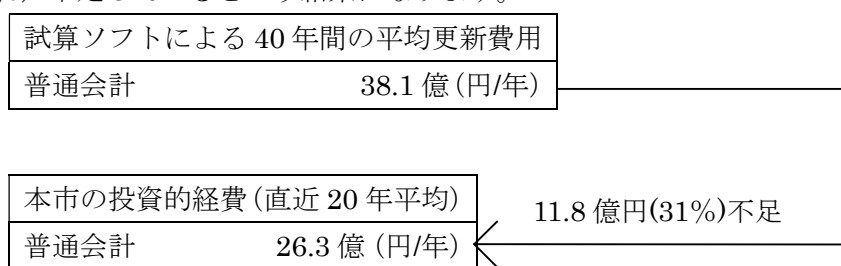
② 人口減少率に応じた延床面積の削減

2020年の池田市の人口は 103,712 人で、2045年には 88,593 人まで減少(14.6%減少)する推計となっておりますので、人口減少率に合わせて延床面積も 14.6%削減していくという結果となります。



③ 更新費用と投資的経費の実績と比較

4.1.1 の試算ソフトによる更新費用の試算より、普通会計の 40 年間の更新費用は 1,523 億円で、1 年あたりの平均更新費用は 38.1 億円となっています。本市の普通会計の投資的経費は、過去 20 年平均で 26.3 億円となっており、試算ソフトによる 40 年間の平均更新費用の 38.1 億円と比較すると、11.8 億円 (11.8 億円/38.1 億円 = 31%) 不足しているという結果になります。



以上のことから、本市において公共施設等の今後のあり方を検討していく必要があります。池田市開始時個別施設計画においても、現状のまま全ての施設を維持していくと、多額の改修費用が必要となり、財政負担の軽減・平準化を図っていく必要があることから、財政状況を踏まえつつ、早期に長期的な視点を持って計画的に施設の「維持」・「更新」・「転用」・「廃止」を検討していく必要があることが示されました。

本計画におきましても必要な行政サービスを維持しながら再配置等を図り、施設の適正保有量、人口減少や少子高齢化、財源の問題など、総合的に判断し公共施設等の総量及び維持管理経費の削減を目指していきます。

第5章 本計画のフォローアップ

今回策定した計画を進めるための協力体制等について記述します。

(1) 本計画を進めるために

公共施設等総合管理計画に基づき、持続可能な公共施設等の総合管理を進めるために、庁内、市民、民間企業との連携が必要です。

(2) 市民との協力体制について

日本政策投資銀行が平成26年2月に実施した「公共施設に関する住民意識調査」では、回答者の8割が「老朽化に伴う総量の見直し」に賛成しており、将来的な総量の見直しは、全国的な観点からも、ある程度やむをえないものと言えます。

一方で、昨今では公共施設の使い方をより柔軟に検討することで、単に行政目的にとどまらない、賑わいや交流の拠点となるような事例も出てきています。

行政側は、公共施設を利用する市民はもちろん、利用しない市民も考慮した公共施設等のあり方を検討し、よりよい市民サービスの提供を検討しなければなりません。

市民に本計画の趣旨を理解いただくとともに、子や孫の世代を見据えた新しいまちづくりの機会と捉え、ワークショップなどを通じて今後の公共施設等のあり方についてともに考え、ときには施設や公園の管理運営等に協力いただくことが、公共施設等を有効活用するために重要な要素であり、本市としてもそのような環境づくりに努めます。

(3) 庁内における協力体制について

総合管理を進めるには、それぞれの公共施設等の管理部署が、適切な日常点検を行い、保全、修繕履歴を管理し、次回修繕時期を把握して、第4章で述べたような更新時期を見越した方針の作成を進め、市全体では各々の方針の調整等を行うことが必要です。

また、本計画の方針をはじめ今後の総合管理のロードマップは、以後の総合計画、都市計画マスタープラン等の各種中長期計画へも反映する必要があります。

そのために、公共施設等の担当部署や総務・企画の部署の連携に基づいた「三つの方針」の運用を進めていきます。

(4) 民間・大学・団体等との協力について

今後、社会情勢が目まぐるしく変化していく中では、自治体による事業進行、あるいは、自治体と市民の間での意思決定「だけ」では不十分と予想されます。

変化への対応のため、民間の意思決定スピードや柔軟性、調査力、大学をはじめとする研究機関の先進性、NPOやボランティア団体等の官民連携のすき間を埋める力などを総動員する必要があります。その際、自治体には新しい力の導入の障壁となりうる規制への対応が求められます。

(5) 計画から目指すべきもの：「三つの目的」

これまでに本計画が、主に「三つの方針」を市民・庁内・企業・大学・団体等の協力を経て推進していくとしましたが、これは、公共施設等を総合管理することが、ゆくゆく、自治体が目指すべき方向に進むために行うものです。

以下に目指すべき姿としての「三つの目的」を記載します。

5.5.1 「持続可能な行政運営」

財政破綻することなく、必要な市民サービスを安定的に提供できる環境を目指します。

5.5.2 「市民交流の活性化」

(公共施設等の持つポテンシャルを活かして)市民が集い、活発な交流が絶え間なく続く場の提供に努めます。

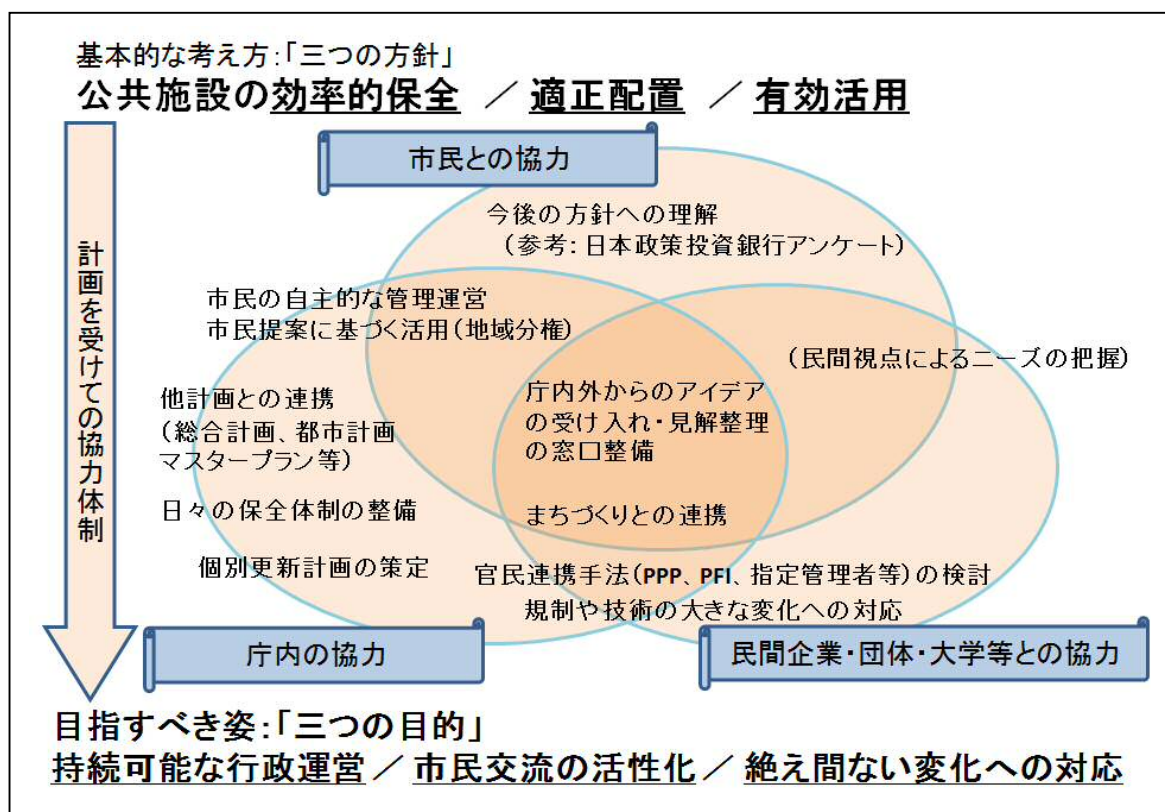
5.5.3 「絶え間ない変化への対応」

法規制や社会情勢、技術や市民志向の変化など、大きな変革が起きても市民にとっての効用を低下させることなく、絶えず対応できる体制を構築します。

(6) 本章における各項目の関わり

本章で述べた事項は、次の図のように整理されます。

それぞれが記載されている項目をはじめとして連携・協力しながら方針を推し進めることで、単に「公共施設等の総合管理」にとどまらず、行政の目指すべきすがたを追求するものです。



(7) PDCA サイクルの推進方針

本計画の進捗については、実績評価や分析を行い、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルにより進捗管理を行います。また、PDCA サイクルによる評価を踏まえ、必要に応じて適宜本計画の見直しを行います。

(備考) 公共施設の概算方法について

A. 全体

- 「公共施設等更新費用試算ソフト」の初期値の計算方法を活用。
- 試算の対象（対象外）、数量、耐用年数、更新価格設定の考え方等については、「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書」に準じる。
- 原則として、大規模改修（公共施設のみ）と建替え（更新）のコストの合計とする。（試算方法が複雑化するのを避けて、地方公共団体の規模に関わらず簡便に推計でき、かつ、その試算方法が理解可能なもので、将来の財政運営の参考にできるものを重視したものとするため。）
 - ※ 管理運営費は推計の単純化のため算出せず。
 - ※ 物価変動や地域差等による単価の補正は行わない。
 - ※ 更新にあたっての財源内訳（補助金、起債等の割合）は考慮しない。
- 試算については、単位面積あたり単価（上水道管及び下水道管は単位長さあたり単価）に各公共施設等の面積（上水道管及び下水道管は長さ）を掛けたものを更新費用とする。
- 土地改良施設（農業用のため池、堰等）については、試算の対象外とする。
- 計算システムの仕様により、各項目の数値の合計に対し、本文に記載の小計値、合計値が相違している場合あり。また、百分率のグラフについても、合計が 100%とならない場合あり。

B. 公共施設（建築物）

- 単価の設定は、建物の用途別に分類されるものとする。
- 構造、階数、耐震性能の有無等は考慮しないものとする。
- 公園については、公共施設の分類に含める。
- 公園の建物の総延床面積を基に、その更新費用を算出する。
- 公園の遊具やベンチ、電灯等の附属物及び樹木等は考慮しないものとする。
- ピアまるセンターについては文化財であるため、建替えをおこなわないものとする。
- クリーンセンターについては、試算ソフトを用いず、令和 16 年度から 3 年間で建替えを想定した費用の試算を行う。
- 処理能力を現状と同規模の一日あたり 180 トンで更新すると仮定して試算。
- トンあたりの単価は 6,500 万円として計算。
(全国の更新事例から同程度の規模の施設について、トンあたり単価を算出し、平均したものを参考。)
- 病院については、建物のみを試算対象とし、医療機器は対象外とする。

C. 道路

- 附属物（街灯、カーブミラー、標識、ガードレール等）、法面、擁壁等は、試算の対象外とする。

D. 橋梁

- 60年更新として試算。大規模改修は行わないものと仮定。

E. 上下水道設備

- 浄水場、下水処理場のプラント部分の投資額については、試算ソフトの仕様に準じ、更新時に設置当初の投資額と同額を要するものとして試算する。設置当初の時期からの物価変動等の要素は考慮しないものとする。建物部分は通常の建物と同様に試算する。
- 配水池、ポンプ場等は試算の対象外とする。